新潟県労働金庫
ディスクロージャー誌

ROKIN DISCLOSURE

2020

ろうきん

ごあいさつ

共生社会の実現をめざし
「会員」「勤労者とその家族」「地域」をつなぎ
福祉金融機関としての役割を発揮します

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、罹患された皆様、生活に影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申しあげます。

このたび、当金庫のディスクロージャー（経営内容の開示）誌2020 年版を作成いたしました。当金庫の事業方針や活動内容をまとめたこの冊子により、皆様から〈ろうきん〉に対するより一層のご理解を賜れば幸いに存じます。

◆持続可能な社会へ向けて

〈ろうきん〉は、昭和20年代、労働者が銀行からお金を借りるのが難しい時代に、皆が資金を出し合い、助け合いの金融機関として誕生し、当金庫も1952年の創立以来、一貫して勤労者の社会的・経済的地位の向上と福祉の増進のために事業を推進してまいりました。

2015年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の運動は、日本国内でも広がりを見せ、自治体、企業や学校等でも持続可能な社会を実現するための取組みが始まっています。SDGsの考え方に通じる「金融包摂」は、〈ろうきん〉の設立経過や、理念とも合致するものであり、2019年度に当金庫は「新潟ろうきんSDGs達成に向けた行動ビジョン」を策定し、SDGs国際目標の取組期間である2030年までを見据えて、取組みをスタートさせるための態勢整備を行ってまいりました。

〈ろうきん〉の事業運営や提供する商品・サービス等が、ろうきんの理念やSDGsの考え方に沿ったものであるか適宜検証し、福祉金融機関の〈ろうきん〉にしかできない社会的役割を果たしてまいります。

◆さまざまな活動を通じて皆様に〈笑顔〉と〈安心〉を

2019年度は、「中期経営計画2017」（2017年度～2019年度）の最終年度として、「働く人に寄り添いながら、働く人とそのご家族に笑顔と安心をお届けする」というビジョンに基づき、事業活動に取り組んでまいりました。中期経営計画の諸課題については、一部課題を残したものの概ね計画を達成し、金融を取り巻く環境が厳しさを増すなか、業容も順調に推移することができました。

2019年度の活動を振り返りますと、会員推進機構が中心となり、地域の特性を生かした子ども向けの体験イベントの開催やエリア内で連携した独自キャンペーンを展開したほか、NPO等と連携した地域活動への参加や若年層を対象とした交流会など、さまざまな団体と連携して運動基盤を一層強固なものとし、参加者や地域に〈笑顔〉が広がる活動を幅広く展開しました。加えて、老後の生活資金や将来不安を背景とした資産形成に関する相談ニーズが高まるなか、会員と連携した資産形成セミナーを積極的に開催し、会員構成員の〈安心〉につながる取組みを展開してまいりました。

改めて、ご協力いただきました会員・組合員・利用者・関係者の皆様に心から感謝申しあげます。

◆皆様が安心して暮らせる未来へ

2020年度から、前中期経営計画の考え方を継承し、各種取組みをさらに発展させた内容として策定した「中期経営計画2020」（2020年度～2022年度）と、会員と協働で取り組む「あんしんスマイルプロジェクト」がスタートしました。「あんしんスマイルプロジェクト」は、中期経営計画を達成させるための大きな取組みの一つと位置付け、はたらく仲間・子どもたち・地域社会の皆様が安心して暮らせる未来を実現するために、会員推進機構と一体となって取組みを推進してまいります。

これら3カ年の計画と今年度の事業計画を連動させ、4つの基本方針である「会員と協働した運動展開」「勤労者に寄り添った対応」「非営利協同セクターとの連携」「お客様に役立つ行動の徹底」のもと事業を進めてまいります。

◆「新しい生活様式」を踏まえた事業推進

さらに今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新しい生活様式」を踏まえた長期的な対応が求められ、感染拡大の第2波、第3波が懸念される状況下、業務の見直しを含む感染防止対策の推進と、雇用や収入が厳しい状況となった勤労者に対する生活支援策の拡充にも取り組んでまいります。

〈ろうきん〉をご利用の皆様および職員の安全と健康を第一に、社会基盤として金融業務を継続させるとともに、未曾有の事態で生活が困窮する勤労者に対して、寄り添い親身に対応し可能な限りの支援を行ってまいります。

今こそ、金融包摂の考え方のもと福祉金融機関としての役割を果たし、皆様の期待に応えられるよう、役職員一同、全力で取り組んでまいりますので、従来にも増してご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。

2020年7月

理事長　齋藤 敏明

contents | 目次 |

事業方針
02 ろうきんの理念と基本姿勢
03 中期経営計画2020
04 2020年度事業計画
05 SDGs達成に向けた行動ビジョン
06 あんしんスマイルプロジェクト
08 お客様本位の業務運営に関する取組方針

業績ハイライト
10 事業の概況

社会的役割の発揮と貢献活動
12 CSR（企業の社会的責任）への取組み
12 福祉金融機関としての取組み
14 地域社会のために
19 環境のために

営業のご案内
20 預金商品のご案内
21 資産運用商品のご案内
22 融資商品のご案内
24 各種業務・サービスのご案内
26 手数料のご案内

プロフィール
28 組織・機構
30 沿革・あゆみ
31 全国ろうきんの概要

各種管理態勢
32 コンプライアンス（法令等遵守）の態勢
34 お客様保護の態勢
37 金融円滑化管理の態勢
37 リスク管理の態勢

財務データ
40 財務諸表
45 自己資本の充実の状況（単体）
53 業務実績
57 連結情報

店舗のご案内
58 店舗・プラザのご案内
60 店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

61 索引（法定開示項目別）

当金庫の概要

2019年度末（2020年3月31日）現在

名称	新潟県労働金庫（略称：ろうきん）
本店所在地	新潟市中央区寄居町332番地38
創立	1952年6月7日
出資金	49億4,978万円
店舗数	27店舗（出張所・インターネット支店含む）
常勤役職員数	451人
団体会員数	2,054会員
間接構成員数	203,152人
預金残高	8,254億円
融資残高	3,842億円

事業方針

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、
人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために設立した金融機関であり、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

〈ろうきん〉は「労働金庫法」に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営され、働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第５条に定められている「非営利」「会員直接奉仕と会員平等」「政治的中立」の三原則に基づき、年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の三原則

労働金庫法

第５条　金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
2　金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
3　金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

中期経営計画2020

「中期経営計画2020」は、2020年度からの3カ年計画で、ろうきんの理念やビジョンに沿ってこれまでの考え方を継承し、各種取組みをさらに発展させた内容として策定しました。同じ時期に活動を展開する「あんしんスマイルプロジェクト」の取組みとあわせて推進し、中期経営計画最終年度である2022年度は、当金庫の創立70周年にもあたることから、運動を積み重ねて、地域・会員・お客様から一層必要とされる存在となれるよう取り組んでまいります。

共生社会の実現をめざし、「会員」「勤労者とその家族」「地域」をつなぎ、福祉金融機関としての役割を発揮します。

●期間　2020年4月1日～2023年3月31日

ろうきんの理念　ろうきんビジョン　ろうきんSDGs行動指針

●基本方針

1. 会員と協働した取組みをすすめ、会員が行う自主福祉運動を支援します。
2. 一人ひとりの暮らしに寄り添い、生涯の金融パートナーをめざします。
3. 非営利協同セクターと連携し、地域活動に積極的に関わっていきます。
4. 本中期経営計画に掲げるそれぞれの課題に対応するために、ろうきんの総合力を高めます。

2020年度事業計画 → 2021年度事業計画 → 2022年度事業計画（創立70th）

あんしんスマイルプロジェクト

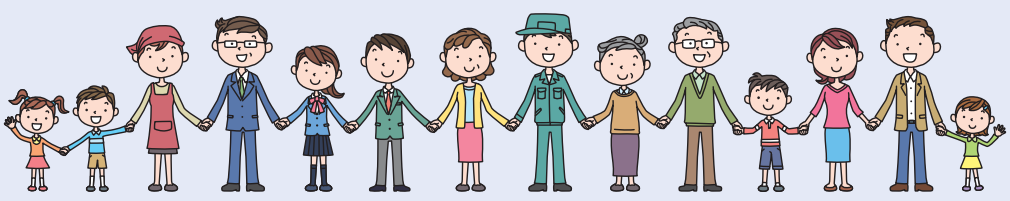

※あんしんスマイルプロジェクトについては、6～7頁をご覧ください。

事業方針

2020年度事業計画

中期的な経営目標を明確にし、これらを実現するための経営計画を「中期経営計画2020」に定めました。各年度の事業計画は、中期経営計画の1年分として位置づけ、当該年度に実施する具体的な施策を計画します。

なお、2020年度は特に、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じ、お客様と職員の安全と健康に配慮して事業を遂行してまいります。また、コロナ禍で勤労者の雇用や生活保障が危ぶまれるなか、一人ひとりのお客様に寄り添った対応をすすめ、勤労者の生活支援に取り組んでまいります。

基本方針

Ⅰ 会員と協働した勤労者の生活向上に資する運動展開

会員と協働して、組合員に役立つ情報提供等各種取組みをすすめ、勤労者の生活向上につながる運動展開により、会員の自主福祉運動を支援します。

Ⅱ 一人ひとりに寄り添った対応の強化と利用者の拡大

一人ひとりの相談に寄り添い、多様化する金融ニーズに適切に対応できるよう態勢を強化し、生涯安心して取引いただけるよう利用者の拡大をはかります。

Ⅲ 非営利協同セクター等と連携した地域活動への参加

非営利協同セクター等と連携をすすめ、地域における課題を共有し、地域をより良くするための活動に協力するとともに、ネットワークを構築します。

Ⅳ 会員やお客様に役立つための行動の徹底

金融包摂の考え方に沿って事業や活動を展開し、会員や顧客、地域に役立つための行動を推進するとともに、持続可能な事業体制を構築します。

新型コロナウイルス感染症に関する取組み

勤労者生活支援

特別融資制度、返済条件の変更など一人ひとりに寄り添った相談を行います。

業務継続態勢の構築

感染拡大時であっても窓口業務が継続できるよう態勢を構築します。

感染拡大防止対策

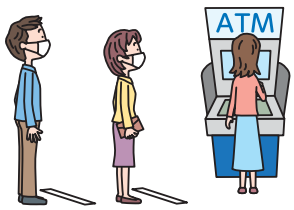

お客様と職員の安全と健康を守り、安心してご利用いただけるよう努めます。

SDGs達成に向けた行動ビジョン

〈新潟ろうきん〉は、全国労働金庫協会が制定した「SDGs行動指針」に沿い、「新潟ろうきんSDGs達成に向けた行動ビジョン」を策定しました。協同組織金融機関としての役割を最大限に発揮し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けたさまざまな活動に取り組みます。

新潟ろうきん
「SDGｓ達成に向けた行動ビジョン」

1. **〈新潟ろうきん〉**は、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、人と組織と地域をつなげる架け橋となります。
2. **〈新潟ろうきん〉**は、相互扶助の思いの詰まったグッドマネーを循環させ、弱者に寄り添い、手を差し伸べることにより、働く人とその家族の笑顔の輪を広げていきます。
3. 私たち**〈新潟ろうきん〉**の役職員は、社会の課題と正面から向き合い、共感と協働の力を持って未来に挑戦していきます。

ろうきんビジョン（2015～2025年）

1.勤労者の生活を生涯にわたってサポートします。

2.非営利・協同セクターの金融的中核として、その役割を発揮します。

3.人と人、人と地域をつなぐことを通じて、共生社会の実現に貢献します。

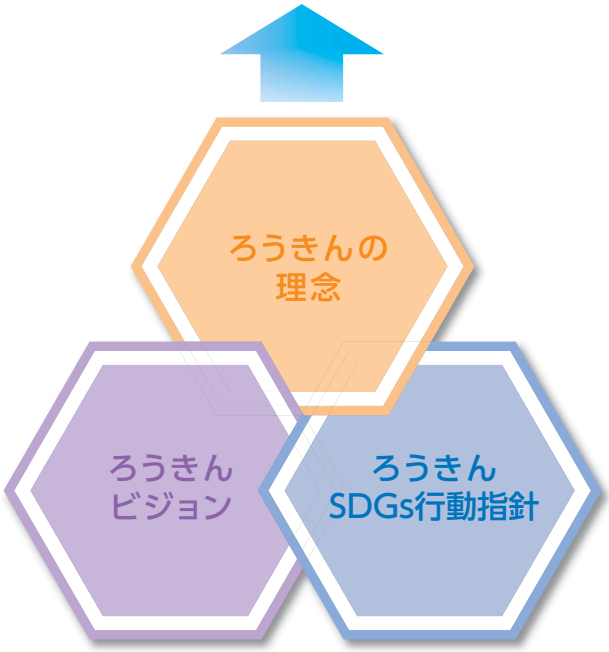

ろうきんSDGs行動指針 2019年3月～

■〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

■〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

■〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット（個別目標）で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。

あんしんスマイルプロジェクト

「あんしんスマイルプロジェクト」は、2020 年度から始動したプロジェクトで、はたらく人、子どもたち、そしてみんなが暮らす地域社会に、たくさんの《あんしん》をお届けし、たくさんの《スマイル》を生みだすプロジェクトです。

取組期間　2020年4月1日～2022年12月31日

ろうきん
あんしん
スマイル
プロジェクト
Anshin Smile Project

3年間の活動期間を通して、
《あんしん》と《スマイル》を
広げていきます。

Project 1　皆さまの生活安定と資産形成を応援します

Project 2　子どもたちのお金の勉強を応援します

Project 3　地域コミュニティの活性化を応援します

はたらく人には、「現在の生活安定と将来に向けた資産形成の応援をする」ことで、子どもたちには、「お金にまつわる知識や判断力を養う」ことで、地域社会には、「地域を良くする団体への寄付や活動のお手伝いをする」ことで、ろうきんは、ひとつでも多くの《あんしん》をお届けするため、この《プロジェクト》に取り組みます。

Project 1

皆さまの生活安定と資産形成を応援します

ライフステージごとに必要となる「お金」。
現在と将来の不安を解消するために、
セミナー等の情報提供活動やアンケートの
実施、商品・制度の提案を通して皆さまの
生活安定と資産形成を応援します。

- 情報提供活動
- アンケートの実施
- 商品・制度のご提案

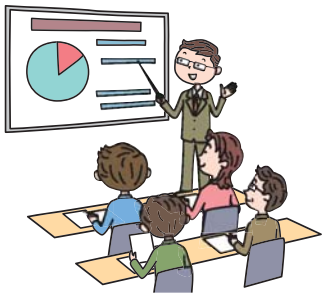

Project 2

子どもたちのお金の勉強を応援します

小中学生・高校生・専門学校生・大学生等を
対象としたセミナーを行い、子どもたちの
お金にまつわる知識や判断力を
養う学習を応援します。

- 出張授業の実施
- ワークショップの実施

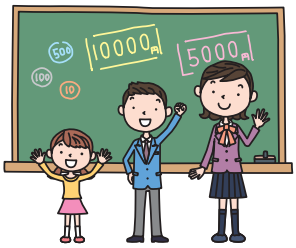

Project 3

地域コミュニティの活性化を応援します

地域を良くする団体の活動支援や、
団体との協働によるイベント開催など、
新たなパートナーシップ構築により、
地域コミュニティの活性化を応援します。

- 地域を良くする活動への参画
- 寄付活動への取組み
- 協働イベントの開催

お客様本位の業務運営に関する取組方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈新潟ろうきん〉は、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1 お客様本位の業務運営に関する取組方針の策定・公表

(1)当金庫はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、「本方針」という)を策定します。
(2)本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
(3)本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

2 お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み(9頁 A 参照)

(1)当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において、法令や内部規程を厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
(2)お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供してまいります。
(3)お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本にご提案させていただきます。
(4)金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性が向上するための施策を進めます。

3 利益相反を適切に管理する取組み

当金庫は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するため、「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の正当な利益を確保するための適切な管理を行っています。

4 手数料等に係る情報提供の取組み

当金庫は、お客様にご負担いただく手数料やその他の費用について、わかりやすく丁寧な説明を行います。

5 お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み(9頁 B 参照)

(1)当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨を行う金融商品・サービスの商品性やリスクについて、情報提供をわかりやすく丁寧に行います。
(2)会員・企業などにおいて、ライフプランセミナーを開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
(3)ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に応対いたします。

6 お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

(1)当金庫は、お客様の健全な生活設計を支援するため、子育てや教育、マイホーム、セカンドライフなど、ライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、お客様の資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ライフプランを踏まえたニーズなどを確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実に行います。
(2)お客様一人ひとりのライフプランに基づく的確なコンサルティングを行うため、職員の業務知識・スキルの向上をはかり、プロフェッショナルとして専門性を高めていきます。
(3)多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。

7 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み(9頁 C 参照)

当金庫は、お客様本位の業務運営を着実に実践していくため、研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組んでまいります。

「お客様本位の業務運営」に関する取組状況

当金庫における「お客様本位の業務運営」の主な取組状況は次のとおりです。

A 長期的・安定的な資産形成のご提案状況

●税制面のメリットを活かせる長期積立の手段として、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」と「つみたてNISA」のご契約をお勧めしています。
●2020年3月末時点におきまして、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」のご契約件数は2,757件、「つみたてNISA」のご契約件数は555件となっています。

商品制度	契約件数
iDeCo	2,757件
つみたてNISA	555件

●投資信託のご購入を検討されるお客様に対し、期間分散の観点から「定時定額購入」をご提案しています。
●2020年3月末時点におきまして、定時定額で購入されるお客様は全体の約53%となっています。

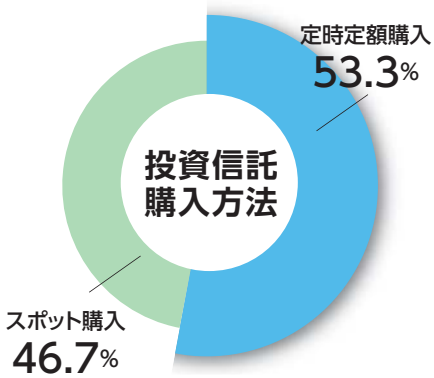

定時定額購入とは?

口座からの自動引落しにより、定期的に同一の商品を定額購入する方法です。定期的に一定金額を一定の期間、継続的に購入する投資手法はドル・コスト平均法とよばれ、基準価額が低いときには購入口数が多く、基準価額が高いときには購入口数が少なくなります。一定の口数ずつ購入する場合に比べ、平均買付コストを低く抑える効果が期待できます。

B お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組状況

●資産形成や金融トラブル防止など、幅広いテーマで金融知識向上に役立つセミナーを積極的に開催しています。
●2019年度の各種セミナー開催回数は、1,392件となっています。

C お客様への提案力向上の取組状況

●お客様一人ひとりのニーズに沿った最善・最適なご提案が可能となるよう「セミナーアワード」、「ロールプレイング大会」といった内部の学習機会を設け、セミナー開催時の情報発信力やご相談時のコンサルティングの向上に取組みました。

※取組状況の詳細は、ホームページをご参照ください。

業績ハイライト

事業の概況

2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）

2019年当初の新潟県内経済は、緩やかな回復が続いていたものの、年央に入ると米中貿易摩擦の激化に伴い、中国など海外経済減速の影響が顕在化してからは回復の動きに足踏みがみられ、企業の景況感も悪化しました。また、消費税率引き上げの影響などから個人消費が横ばいの動きとなり、企業活動は一層弱まりました。さらに2020年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進み、国内外経済の停滞により、新潟県内経済も停滞感がみられる状況となりました。

こうしたなか、〈ろうきん〉創立の原点に立ち返り、相互扶助の精神のもと労働金庫法が定める「非営利」、「会員直接奉仕と会員平等」、「政治的中立」の事業運営三原則を踏まえ、「他金融機関との本質的相違」を広く訴えながら、会員推進機構との連携を強化するとともに、勤労者の生活安定と福祉向上につとめるよう金庫・役職員一体となって事業に取り組んでまいりました。

会員数・出資金

団体会員は、期中57会員減少して2,054会員となりました。

また、個人会員は、期中187会員減少して4,209会員となりました。間接構成員は、期中5,325人減少して203,152人となりました。

出資金の期末残高は、普通出資金が、法定脱退手続きにより2百万円減少して49億49百万円となりました。

なお、優先出資金は受け入れておりません。

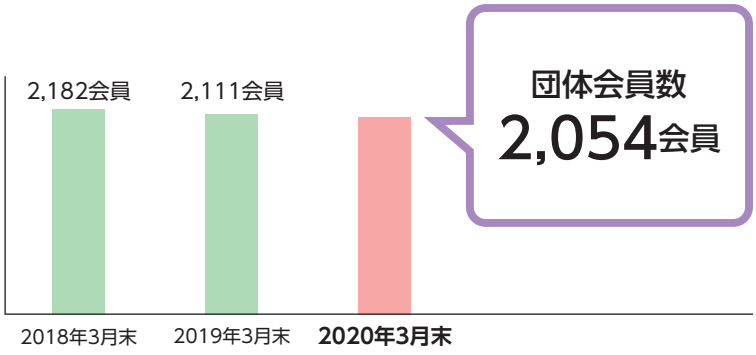

団体会員数
2,054会員

預　金

会員と連携した取組みとして、退職者セミナーにおいて退職者専用定期預金の周知をはかるなど、幅広く積極的に活動した結果、預金残高は全体で155億1百万円増加しました。

なお、預金のうち、個人の方のご利用の割合は、96.46%となりました。

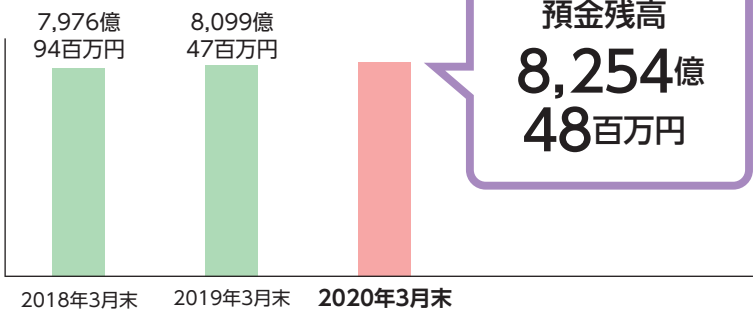

預金残高
8,254億
48百万円

貸出金

新潟ろうきんの貸出金は、その99.91%が、住宅や車の購入、お子様の教育資金など、働く人たちのために役立てられています。

より多くの方からご利用いただけるよう周知活動につとめるとともに住宅ローンのリニューアルなどを行った結果、貸出金の残高は56億10百万円増加し、件数は2,645件増加しました。

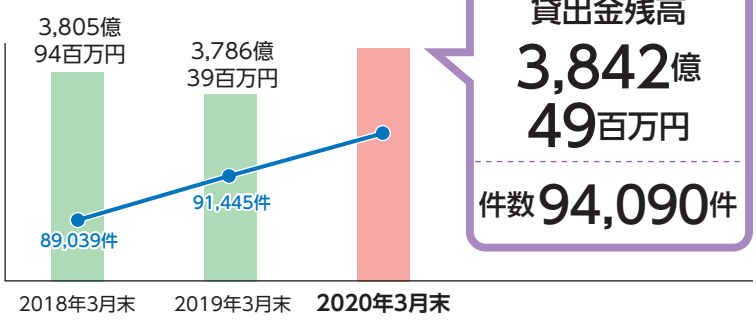

貸出金残高
3,842億
49百万円
件数94,090件

損　益

ろうきんは営利を目的としない金融機関ですが、適正利益を確保しながら、より良いサービスの提供や社会貢献活動を継続的に行っています。

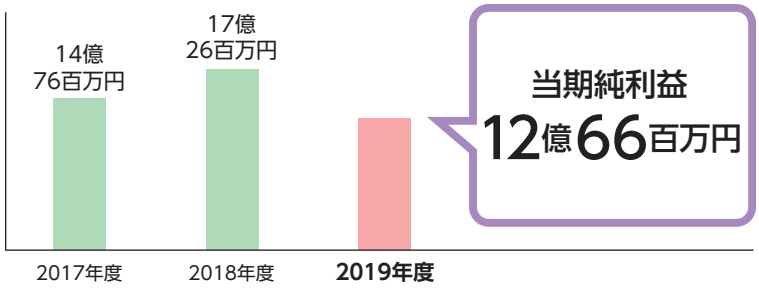

自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示す指標で、国内業務のみを行う金融機関は4%以上（国内基準）であることが求められています。

当金庫の自己資本比率は17.48%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

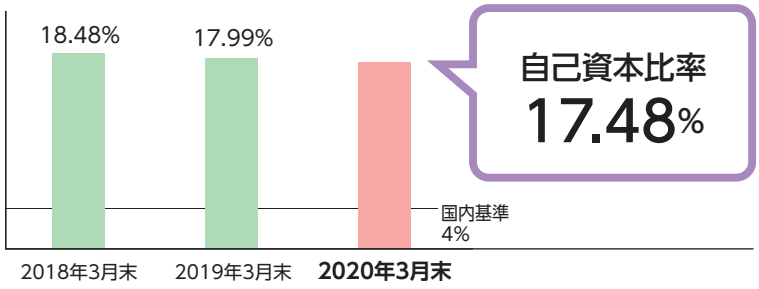

リスク管理債権比率

リスク管理債権は、何らかの理由により返済されない等の貸出金のことで、その比率が低いほど健全な金融機関といえます。

当金庫のリスク管理債権額は25億38百万円となり、総貸出金残高に占める割合は0.66%となりました。なお、リスク管理債権は、不動産等の担保や保証機関の保証、または貸倒引当金によって全て保全されています。

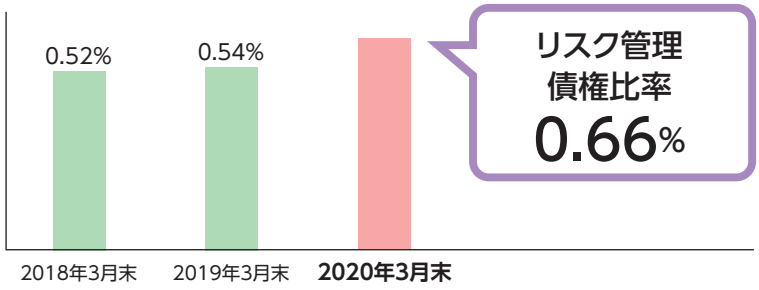

主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	11,298	10,901	10,894	10,914	10,597
経常利益	2,383	2,061	2,067	2,372	1,586
当期純利益	1,737	1,504	1,476	1,726	1,266
業務純益	2,368	2,146	2,148	2,385	1,728
純資産額	64,614	65,818	67,138	69,219	69,052
総資産額	843,378	852,826	869,705	884,585	906,895
預金積金残高	755,661	770,834	785,824	797,585	812,552
譲渡性預金残高	9,185	11,250	11,869	12,361	12,895
貸出金残高	380,156	378,315	380,594	378,639	384,249
有価証券残高	36,939	42,265	48,589	65,260	74,279
出資総額	4,973	4,962	4,955	4,952	4,949
出資総口数（口）	4,973,055	4,962,500	4,955,624	4,952,247	4,949,782
出資に対する配当金	149	148	148	148	148
職員数（人）	423	425	429	433	446
単体自己資本比率（%）	19.38	19.02	18.48	17.99	17.48

（注）1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

社会的役割の発揮と貢献活動

CSR（企業の社会的責任）への取組み

新潟ろうきんは、福祉金融機関としての役割を果たし、会員・お客様・地域社会などから、信頼される金融機関としてあり続けるため、「CSR 基本方針」に基づき、働く人たちの生活向上に向けた生活応援運動の展開や、NPO 等への支援、地域社会への貢献活動のほか、環境への負荷軽減や持続可能な地域社会づくりに役立つ活動などに積極的に取り組んでいます。

■CSR基本方針

協同組織の福祉金融機関として誠実かつ公正な事業活動を行うとともに、会員、お客様、地域社会など、当金庫のステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、相互理解のために積極的な情報開示を行います。

「相互扶助」の精神のもと、働く人たちの生活を守り、豊かにするため、時代の変化やニーズの多様化に対応した金融サービスを提供します。

働く人たちの暮らしや福祉の向上をめざし、関連団体と連携しながら、地域社会への貢献活動やNPO等への支援など、幅広い活動を展開します。

働く人たちが安心して生活できる社会を実現するため、環境への負荷軽減と、持続可能な地域社会づくりに寄与する活動を、継続的に取り組みます。

福祉金融機関としての取組み

生活応援運動

〈ろうきん〉は、戦後の混乱で労働者が銀行から融資を受けることが難しかった時代に、働く仲間がお金を出し合い設立した、営利を目的としない金融機関です。

働く人たちの暮らしを守り、より豊かにするため、〈ろうきん〉は、働く仲間一人ひとりと向き合い、さまざまな商品や金融サービスを通じ、生涯にわたって暮らしを応援していきます。

〈ろうきん〉では、以下の 3 本を柱とした生活応援運動を展開しています。

生活設計
収入・ライフステージに合わせた資産形成（貯蓄・投資・年金）や、計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

生活防衛
多重債務やマネートラブルに陥らないための啓発活動の実施や、〈ろうきん〉の低金利商品の利用を推進することなどにより、生活を防衛します。

生活改善
多重債務やマネートラブルを抱えている方の生活を、弁護士や司法書士と連携しながら最適な解決方法を探し、生活改善をはかります。

取組例

返済サポート

●「生活設計」応援の取組み

〈ろうきん〉では、お客様から計画的にローンをご利用いただくため、会員労働組合等を通じた学習会を開催しているほか、今後、ローン利用をご検討されているお客様に対し、ライフサイクルに合わせた無理のない資金計画や返済計画をご提案するなど、安心して融資をご利用いただくための相談活動を推進しています。

●「生活防衛」応援の取組み

あんしんポイント

〈ろうきん〉では、収入減少や教育資金の増加などローンご利用者の生活環境の変化に対応するため、返済期間の延長やローンの取りまとめなどお客様に合わせた家計改善のためのアドバイス等を実施し、安心して融資を継続利用いただくための提案活動を推進しています。お客様がいつでも気軽にご返済の相談をいただけるよう、ご返済相談専用フリーダイヤル「あんしんらいん」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

ろうきんローンご返済相談専用
あんしんらいん
土日もご相談いただけます。
9:00▶17:00
0120-705-225
※月～金の祝日（振替休日含む）、5月3日～5日、12月31日～1月3日、1月4日または5日が土・日曜日の場合は除きます。

ご返済にお困りの際は、
迷わず「あんしんらいん」に
お電話をお願いします。
また、〈ろうきん〉ホームページから
メールによるご相談も承っております。

● 多重債務未然防止に向けた取組み

〈ろうきん〉では、金融に関わるトラブルを未然に防止するため、次の啓発活動を推進しています。

●会員組合員などを対象に、多重債務事例をもとに作成した小冊子「マネートラブルにかつ!」を活用した学習会を開催し、会員との協同による生活向上対策に取り組んでいます。

●高校生を対象に、クレジットの仕組みや悪徳商法の手口、インターネット被害の事例紹介による出前授業を開催し、未成年者の「巣立ち教育」支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援の取組み

あんしんポイント

〈ろうきん〉では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、勤務先の事情により収入減少等された方への生活支援として、以下の商品・制度を取り扱うとともに安心してご来店いただけるよう全店舗で感染拡大防止の取組みを実施しています。

●新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活支援特別融資制度

新潟県と提携し、収入減少等による当面の生活資金等としてご利用いただける特別融資制度です。

ご融資限度額	ご返済期間
30万円以内 （10万円以上1万円単位）	5年以内 （6カ月以内の据置期間含む）

●勤労者生活支援特別融資制度

当金庫の会員組合員等の方が、当面の生活資金や教育資金、住宅資金にご利用いただける制度です。

用途	ご融資限度額	ご返済期間
生活資金	100万円以内 （教育資金、住宅資金を含む場合は300万円以内）	10年以内
教育資金		20年以内
住宅資金		25年以内

●社会福祉協議会「緊急小口資金」（特例貸付）の申込み取り次ぎ

社会福祉協議会が取り扱う新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等があった世帯を対象とした「緊急小口資金等の生活福祉資金貸付制度の特例措置」について、お申込みの取り次ぎをします。

●勤労者生活支援特別融資制度（返済方法変更）

〈ろうきん〉のローンをご利用中の方が収入減少等でお困りの場合に、ご返済を一時的に中断する返済猶予や元金返済の据置などの制度をご用意しています。

●店舗の感染拡大防止の取組み

〈ろうきん〉全店において、お客様の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいます。具体的には飛沫感染防止スクリーンの設置や、職員のマスク着用をさせていただくとともに、お客様へのマスク着用や他のお客様との間隔をお取りいただくなどのご協力をお願いしています。

福祉金融機関としての金融商品の提供

働く人のための福祉金融機関として、金融の側面から勤労者の生活を守り、応援するための金融商品を取り揃えています。

●勤労者生活支援特別融資制度

勤務先の事情による離職・収入減少や、自然災害による生活再建のための費用負担などでお困りの方を対象にした制度です。ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済期間の延長や他行ローン等の借換えなどによる負担軽減にご利用いただけます。

●複数ローンの取りまとめ融資

ローン・クレジットなど複数のお借入れをご利用されている方を対象に、取りまとめによる返済額の見直しにご利用いただけます。ご利用額やご返済年数に応じ、職員がお客様に最適な商品をご提案しておりますので、お気軽にご相談ください。

●「離職者生活ローン」（新潟県と連携）

勤務先の事情により離職された方を対象に、求職中の生活に必要な資金にご利用いただけます。

●日本学生支援機構奨学生に対する入学金融資制度

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」をご利用の方を対象に、増額奨学金交付までの間、入学時の必要な資金にご利用いただけます。

NEW

●キャリアアップ応援ローン（新潟県と連携）

新潟県が運営する「新潟県立テクノスクール」等の公共職業訓練機関へ入学が決定した方および在学中の方を対象に、生活費や各種技能検定取得に向けた教材費等にご利用いただけます。

上記のほか次の商品もご用意しています。制度概要については、「融資商品のご案内」（22～23頁）をご覧ください。

●福祉マイカーローン　●福祉教育ローン　●福祉ローン　●「求職者支援資金融資制度」「技能者育成資金融資制度」（国と連携）

大規模災害に対する取組み

〈ろうきん〉では、被災された皆様の生活支援として、低利な「福祉ローン」を通年で取り扱いしているほか、以下の取組みを行っています。

■融資関連の特別対応

●大規模災害や災害救助法の適用を受けた自然災害により、ご本人またはご親族が被災された際の生活再建に必要な資金にご利用いただける「災害救援ローン」や「災害救援住宅ローン」をご用意しています。各融資制度は取扱期間がございますので、詳しくは、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

●このほか、自然災害により被災され、住宅ローン等の返済が困難なお客様には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づいた対応を行っています。

■振込手数料の免除

〈ろうきん〉の窓口から、会員団体等が労働金庫本・支店（全国ろうきん含む）に開設した義援金受入口座にお振込みする場合の手数料を無料にしています。なお、対象となる義援金受入口座については、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

社会的役割の発揮と貢献活動

地域社会のために

〈ろうきん〉は、人と人、人と地域をつなぐ共生社会の実現を目指してまいります。

地域社会がつながる活動

2019年度は、社会貢献活動の一環として、〈ろうきん〉本・支店が実施したキャンペーンやイベント等の取組状況と連動した寄付活動を展開し、地域・社会に貢献する活動を行う団体などへ合計158万734円の寄付を行いました。このほかに、総額63万円相当の物品寄付を行いました。

●地域貢献活動を行う団体への寄付

2020年6月、新潟県フードバンク連絡協議会で実施している、ひとり親家庭に宅配便で食品を送る緊急対策「子どもの未来応援プロジェクト」の趣旨に賛同し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活が困難となっている世帯を支援する目的で、同協議会への寄付を実施しました。

寄付金目録の贈呈式

●子どもたちの暮らしを守る活動

あんしんポイント

「いじめ見逃しゼロ県民運動」に協力しています

「深めよう 絆 にいがた県民会議」※が実施する「いじめ見逃しゼロ県民運動」は学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の社会性を育てると同時に、「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、それぞれの立場で児童生徒に関わることを目的としています。ろうきんは「県民サポーター募集」活動をはじめ、全営業店にポスター等を掲示し、お客様へ「県民サポーター」登録の呼び掛けをするなど各種取組みに協力しています。

※「深めよう 絆 にいがた県民会議」とは、県教育委員会をはじめ、県議会やマスメディア、PTA連合会、校長会など、県内各界の56の団体、および運動の趣旨に賛同する企業等によって構成された組織です。

2019年9月 県民の集いを長岡リリックホールにて開催

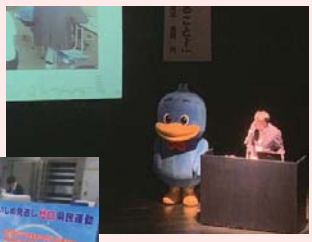

支店窓口にてお客様へも県民サポーター登録の協力を呼び掛け

消費者教育教材資料表彰2019理事長賞を受賞

SNSやスマートフォンの安全な使い方を考えるDVD「考えてみようSNSやスマホとの付き合い方」を作成して県内全小中学校へ無償配付し、実際に多くの学校で授業に活用されています。

このDVDは、教育現場で効果的に活用できる教育資料として評価され、公益財団法人消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰2019」において理事長賞を受賞しました。

大人がスマートフォンを「使わせない」ではなく子どもが「使い方」を考える内容

動画再生はこちらから
新潟ろうきん
YouTube公式チャンネル

地域の皆様と共に

●地域の祭りなどへの協賛

地元のサッカーチームや地域のイベントなどに協賛しているほか、地域の祭りなどにも参加し、地域の皆様との親密な関係づくりにつとめています。

新潟まつり

●「愛のかけ橋バザー&フェスタ」への協力

愛のかけ橋バザー&フェスタは、新潟国際ボランティアセンターが実施する新潟発の国際協力活動です。

〈ろうきん〉では、同イベントに対し、役職員から日用品の寄付を募り、バザー商品の提供を行っています。

地域のボランティア団体等への寄付活動

●社会福祉法人「新潟いのちの電話」への寄付

新潟いのちの電話は、1984年に始められたボランティアによる電話相談活動で、行政や民間の諸機関と連携して自殺予防に関する相談活動や啓発活動を実施しています。

〈ろうきん〉は、同団体に対して毎年寄付を行っています。

●ろうきんえくぼの会

ろうきんえくぼの会は、〈ろうきん〉役職員が、地域福祉施設等への寄付・支援等を行うことを目的として2003年に設立した団体です。

これまでに、あしなが育英会や公益財団法人新潟県交通遺児基金、災害地等への寄付を行ってきました。これまでの寄付総額は、1,319万5,555円となりました。

寄付総額	1,319万5,555円

●「ピンクリボン運動」への寄付

乳がんの早期発見・早期受診・早期治療の大切さを伝える、「ピンクリボン運動」。〈新潟ろうきん〉はその趣旨に賛同し、お客様に参加いただく社会貢献活動として、「ピンクリボン運動」を応援しています。

2016年から取組みを開始し、2019年度は、104万6,989円の寄付を行うことができました。また、この取組開始からの寄付総額は、336万325円となりました。

〈新潟ろうきん〉のATMで、〈新潟ろうきん〉のキャッシュカードをご利用いただくと普通預金からのお引出し1回につき1円を〈新潟ろうきん〉が拠出し、新潟県内等でピンクリボン運動を支援している団体に寄付いたします。

子どもたちの未来のために

●公益財団法人新潟県交通遺児基金への寄付

2006年から、マイカーローンご利用1件につき100円を、公益財団法人新潟県交通遺児基金等に寄付する取組みを行っています。また、マイカーローンご利用の皆様にも50円または100円のワンコイン募金をよびかけています。

その結果、2019年度は、95万4,390円の寄付を行うことができました。また、この取組開始からの寄付総額は、898万7,859円となりました。

2019年度寄付金額	95万4,390円

●青少年スポーツ事業への支援

スポーツを通じた青少年の健全育成の一翼を担い、地域社会に貢献するため、「TeNYちびっこミニサッカーフェスタU-10」に協賛しています。

●高校生への奨学金の給付 ろうきん財団

経済的な事情によりお子様の高等学校等への就学が困難な家庭を支援することで、お子様の就学と健全な育成をはかることを目的に、2013年度から、返還義務のない給付型の奨学金の給付を行っています。

2019年度募集では、新たに30名の方に奨学金を給付し、これまでに延べ210名の高校生を支援しています。

ろうきん財団 〈一般財団法人 新潟ろうきん福祉財団〉とは?

1983年に、当時の高度経済成長に伴う勤労者ニーズの多様化や、労働金庫事業の範囲を超えたサービスへの期待の高まりを受け、〈新潟ろうきん〉が創立30周年記念事業として設立した団体です。

〈新潟ろうきん福祉財団〉は、〈新潟ろうきん〉からの寄付金をもとに、広く県民の暮らしの向上と福祉の増進に役立つことを目的にさまざまな事業を展開しています。

一般財団法人 新潟ろうきん福祉財団　〒950-0965　新潟市中央区新光町6番地2　勤労福祉会館4階　TEL 025-288-5273

社会的役割の発揮と貢献活動

NPO等への支援

NPO等の市民活動団体は、行政や一般企業では手の届かない福祉、環境、子どもの育成、まちづくりなど、さまざまな分野で活動を行っています。
〈新潟ろうきん〉と〈新潟ろうきん福祉財団〉は、新潟県内で活動するNPO等をさまざまな形で支援することで、これら団体の発展と県民の福祉向上を目指しています。

NPOを設立した! **事業を進めるため**の資金が足りないな…

●NPO等への助成　ろうきん財団

NPO等を支援し、これら団体の発展と県民の福祉向上を目的として、2003年度からNPO等への助成を行っています。

2019年度の実績

助成団体数	16団体
助成総額	795万円

本事業開始からの累計

助成団体数	327団体
助成総額	1億5,408万9千円

助成金交付式
(2019年6月24日)

活動も軌道にのってきた! もう少し**安定的に事業を運営したい**けど、資金が足りないな…

注目!▶▶●NPO法人や社会福祉法人など非営利協同セクターへの融資

地域社会が抱えているさまざまな課題を解決し、安心して暮らせる地域づくりを行うNPO法人や社会福祉法人、生活協同組合などの非営利法人の活動を支援するための資金の融資を行っています。当金庫では、設備資金や運転資金などの幅広い資金ニーズにお応えするため、お借り入れ方法もご要望に沿えるよう柔軟に対応しているほか、創業資金のご相談も承っています。2019年度は16件2億9,555万円の利用がありました。

またNPO法人には、新潟NPO協会と連携した「NPO応援ローン」を準備しており、資金需要に適切な相談を行うとともに、手続きを簡素化するなど、利用しやすい制度としています。

さらに、NPO法人や社会福祉法人等で働く人の当金庫利用も促進することで、法人に関わる皆様のお役に立てるよう、心掛けています。

※NPO応援ローンおよびその他の融資制度、融資金利などの詳細は、フリーダイヤル 0120-191-880 (平日・土曜・日曜9:00～17:00)にお問い合わせください。

さらに

●融資制度ご利用団体への助成　ろうきん財団

ローンをご利用中のNPO法人に対し、融資金の利子補給助成をしています。
2019年度は、6団体に総額13万1千円の助成を行いました。

NPO 法人のほか、社会福祉法人、社団法人、
生活協同組合等の資金ニーズにもお応えします！

NPOの経営について**相談したい**な…

●にいがたNPOカレッジの開催

新潟県および新潟NPO協会との協働により、NPO等の自立と持続的運営を目的として「にいがたNPOカレッジ」を2017年度から開催しています。2019年度は団体の信頼性を高める「マネジメント力強化コース」、団体の持続性を高める「経営力強化コース」の2コースを用意し、多くの方からご参加いただきました。

このにいがたNPOカレッジへの参加を契機とした参加団体同士の事業連携が行われるなど、更なる広がりが生まれています。

●にいがたソーシャルビジネス支援ネットワークへの参画

「にいがたソーシャルビジネス支援ネットワーク(愛称:SIP)」は、地域社会の課題をビジネスの手法で解決しようとする社会的企業やNPO等が抱える経営上の課題について、地域の支援機関が連携してサポートするネットワークです。

相談内容により、加盟団体に取り次ぐなど、ワンストップでのサービスを提供しています。

(構成団体)
新潟県労働金庫、新潟ろうきん福祉財団、新潟NPO協会、新潟県行政書士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、日本政策金融公庫、新潟日報社、新潟県県民生活課

●「NPO融資相談サロン」への協力

新潟NPO協会が毎月第4木曜日に開催している「NPO融資相談サロン」に金融機関として協力し、融資相談だけでなく、資金調達および事業運営全般についての相談に対応しました。

●中間支援組織との意見交換会の開催

行政、地域、NPO団体をつなぎ、さまざまな市民活動を支援する県内の中間支援組織の皆様から一堂に会していただき、意見交換会を毎年開催しています。

2019年度は、各団体や地域の課題・要望や、連携のあり方等について意見交換を行いました。

活動するNPO等に**何か協力したい**な…

●NPO等への寄付制度

寄付を通じてNPO等を支援したいお客様のために、普通預金口座から定期的にNPO等への寄付金を自動振替する寄付制度「新潟ろうきんNPO寄付システム」を取り扱っています。

「にいがたNPO基金」を通じて寄付する方法と、寄付対象となっているNPOへ直接寄付する方法の2つがあります。

「にいがたNPO基金」を通じた寄付の場合、集まった寄付金は「にいがたNPO基金」が管理し、事業の社会的意義、公益性、情報の公開性、会計の透明性などに基づき、「にいがたNPO基金」の選考委員会で選考されたNPO等へ寄付配分されます。

社会的役割の発揮と貢献活動

県民・勤労者の福祉向上のために　ろうきん財団

県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、県内全域の勤労者・労働者福祉団体・NPO・自治体等の関係者が一堂に会して連携・交流する活動を展開しています。

2019年度は、県内全域を対象とするフォーラムを新潟市で、また、各地域を対象とするセミナーを県内2カ所で開催しました。

●2019にいがたワーク&ライフフォーラムin新潟

「連帯・共同でつくる安心・共生の福祉社会の実現に向けて」をテーマとして、新潟市を会場に、9月28日に第7回フォーラムを開催しました。

女優であり短期大学客員教授でもある菊池桃子氏による記念講演「共に働き、共に生きる～新しい時代に伝えたい言葉～」や、県内で活躍する団体によるセッションを実施しました。

参加型のワークショップや体験交流の講座もあり、女性の参加者が増加するなど、運動の拡大・実践をはかることができました。

●2019地域ワーク&ライフセミナー（長岡会場、柏崎会場）

県内2地域において、地域住民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりを目的とした地域セミナーを開催しました。

両会場とも、市民団体メンバーの参加も多く、お互いの理解を深め、交流をはかることができました。

長岡会場

地域社会創造のために　ろうきん財団

●地域社会創造を推進する団体への助成

地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の暮らしを支え、伝統文化を維持し、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守るなど、地域社会を創造する団体への助成をおこなっています。（地域社会創造助成事業）

2019年度の実績

助成団体数	9団体
助成総額	766万円

本事業開始からの累計

助成団体数	延べ66団体
助成総額	7,192万円

助成交付式（2019年9月25日）

●地域づくりセミナーの開催

地域社会創造助成事業の助成団体・関連団体、地元住民とのネットワーク作りを目的として、十日町市において、2日間にわたり、消費生活、家族、若者、階層、都市などの研究を踏まえ、新しい時代を予測し社会デザインを提案しているカルチャースタディーズ研究所の三浦展氏を講師にお招きし、セミナーを開催しました。

地域づくりセミナーin十日町

●地域づくりコーディネーター養成講座の開催

地域づくりに関わる実践的なコーディネート技術を学ぶ機会を提供し、自立した持続可能な地域社会を創造していく担い手としての人材育成を目的として、4日間にわたり「地域づくりコーディネーター養成講座」を開催しました。

●新潟県地域づくり巡回講座（にいがた旬塾2019）の開催

地域づくりの現場で活かせる知識の習得と参加者相互のネットワークづくりなどを目的として、新潟県内3カ所で「新潟県地域づくり巡回講座（にいがた旬塾2019）」を開催し、延べ98名の方からご参加いただきました。

セミナー等の開催

働く人たちとその家族、そして地域の皆様のために、暮らしに役立つ情報を各種セミナーを通じてお届けしました。

●教育セミナー

NSGアカデミー東進衛星予備校と共同で県内の主に高校生の子どもを持つ世帯への有益な情報提供を目的に、県内4会場にて大学入試制度とその対策、教育資金計画をテーマとした教育セミナーを開催しました。

●女性のための節約セミナー

働く女性や育児等でがんばっている女性を応援し、女性の幸せとその家族の幸せの実現を目的として、働く子育て世代の女性へ向けたマネーセミナーを県内3会場で開催しました。

●資産形成セミナー

●金融トラブル防止・啓発に係るセミナー

●その他のセミナー（生涯生活設計セミナー・セカンドライフセミナー）

すべての人にやさしい店舗づくり

あんしんポイント

お身体の不自由な方やご高齢の方など、すべての人に安心してご来店・ご利用いただけるよう、さまざまな取組みを実施しています。

- 職員による代筆・代読など、各種手続きをお手伝いしています。
- 視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合は、ATM利用時と同額の振込手数料でお手続きいただけます。
- ATMにはハンドセット（受話器）による音声案内機能を導入しています。
- 点字ブロックを全営業店に敷設し、ご来店いただきやすい環境を整えています。
- 点字による残高通知および預金取引明細を発行しています。
- 車椅子を全営業店に配備しています。
- 車椅子の方もご来店いただきやすいよう、スロープや手すりなどを設置しています。
- 車椅子のままご記入いただける筆記台を設置しています。
- 「耳マーク表示板」を全営業店に設置し、聴覚に障がいがある方から筆談等で用件を承ります。また、ご希望により、聴覚に障がいがある方の通帳に「耳マークシール」を貼付しています。
- 聴覚に障がいがある方や、声を出しづらい方のための電子メモパッドを全営業店に配備しています。
- 障がいがある方の対応について、職員研修を全営業店で実施しています。

環境のために

自然環境と共存しながら社会とともに発展することを目的に、環境負荷の軽減につとめています。

ろうきん森の学校

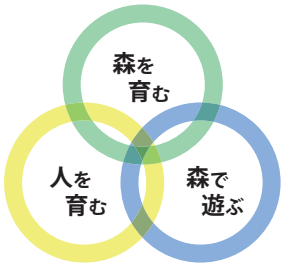

「ろうきん森の学校」は、労働金庫連合会が創立50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取り組む人材育成を目指し、「森を育む」「人を育む」「森で遊ぶ」を活動の柱として、2005年10月に開校しました。2015年からは、富士山・福島・広島の3地区に新潟（魚沼）・岐阜の2地区を加えた全国5地区に拡大し、各地区のNPO法人とともに地域と連携した活動を行っています。

なお、新潟地区については、2019年7月からは、「上越市くわどり市民の森」エリアを拠点として活動している「NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部」の環境教育事業の協力に移行し、地域とのつながりを大切にした自然環境保護の活動に、ろうきん職員とその家族だけでなく会員組合員の皆様とともに参加しています。

また、ろうきん森の学校の活動は、2015年に、「国連生物多様性の10年日本委員会」の連携事業として認定されました。

環境への負荷に配慮した取組み

冷暖房の適正温度設定やクールビズの実践、グリーン商品の購入など、省エネ・省資源につとめ、環境負荷軽減をはかっています。また「にいがた緑の百年物語」（緑の募金）に協賛しています。

営業のご案内

お客様一人ひとりに寄り添って将来を見据えた最適なご提案をさせていただきます。

〈ライフプラン〉

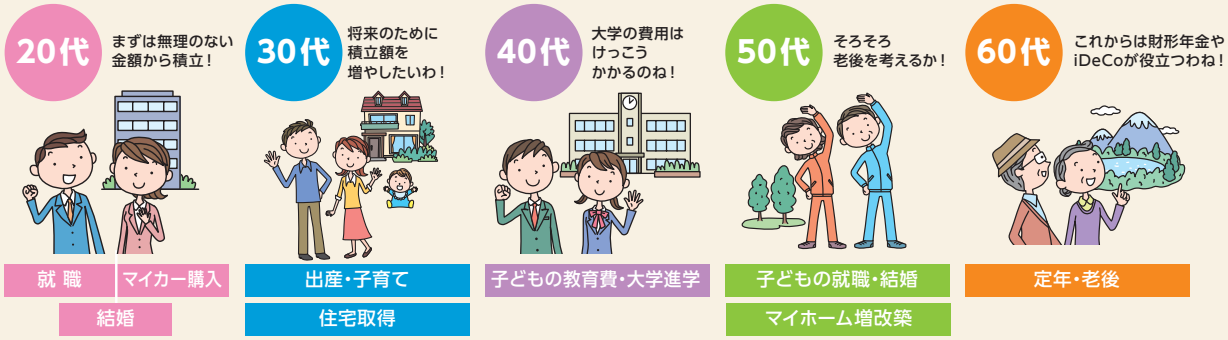

預金商品のご案内

（2020年7月1日現在）

◆便利さで日々の暮らしをお手伝い

種類	商品内容	お預入れ期間	お預入れ金額
総合口座 （普通預金+定期預金）	「預ける、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を持ち、家計の中心口座として最適です。急な出費でお金が足りないときでも、お預入れ定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的にお借入れいただけますので、定期預金を解約せず、お支払いを済ませることができます。	定めはございません	1円以上
普通預金	いつでも出し入れできる便利な預金です。		
普通預金 （通帳不発行型）	いつでも出し入れできる便利な預金です。通帳を発行しないので、管理する手間が省けます。残高等はパソコン・スマートフォン等で簡単にご確認いただけます。		
普通預金無利息型 （決済用預金）	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護される預金です。		
貯蓄預金	出し入れ自由で、お預入れ残高に応じて金利が設定されている預金です。いつ必要になるか分からない余裕資金のお預入れに最適です。		

◆まとまった資金を安全・確実に運用

種類	商品内容	お預入れ期間	お預入れ金額
スーパー定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。お預入れ期間3年以上のご契約で所定の条件を満たす場合は、お預入れの1年経過後に一部払戻しもできます。	1カ月～10年	1円以上 1,000万円未満
大口定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。		1,000万円以上
期日指定定期預金 （ワイド定期）	1年複利で1年経過後は一部払戻しが可能な定期預金です。	1年～3年	1円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6カ月ごとに利率が変動する定期預金です。		1円以上

◆コツコツ貯めて夢を実現

種類		商品内容	お預入れ期間	お預入れ金額
財形 貯蓄	一般	給与からの天引きで積立できる、働く人に最適な積立預金です。一部払戻しもできて大変便利です。	3年以上	1,000円以上
	住宅	住宅の取得や増改築に備える積立預金です。財形年金と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。	5年以上	
	年金	満60歳以降、年金形式でお受取りいただくことができる積立預金です。財形住宅と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。		
エース 預金	エンドレス型	多目的な資金作りに、積立期間を決めない方式の積立預金です。	定めはございません	1円以上
	確定日型	多目的な資金作りに、満期日を設定していただく方式の積立預金です。	3年以上	
	年金型	定年退職後等に年金形式でお受取りいただく積立預金です。		

〈ライフプランに合わせたご提案商品〉

預 金
- 積立型預金（財形貯蓄・エース預金）
- 定期預金（スーパー定期預金・ゆう悠定期預金・ふれ愛定期預金 等）

資産運用
- 個人型確定拠出年金（iDeCo）
- つみたてNISA
- 投資信託
- 個人向け国債

融 資
- マイカーローン
- マイプラン（カードローン）
- フリーローン
- 住宅ローン
- 教育ローン

※詳しい商品の内容については、〈ろうきん〉ホームページをご覧いただくか、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

◆ライフプランに合わせて、有利に預金

種類	商品内容	お預入れ期間	お預入れ金額
ふれ愛定期預金	当金庫において公的年金をお受取りいただいている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は元金継続の取扱いとなります。	1年	〈スーパー定期〉 1円以上 1,000万円未満 〈大口定期〉 1,000万円
ゆう悠定期預金 （退職金専用定期預金）	大切な退職金を有利な金利でお預かりする定期預金です。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。	1年・3年・5年	〈スーパー定期〉 1円以上 1,000万円未満 〈大口定期〉 1,000万円以上
ろうきん 相続定期預金	相続された資金専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。	1年	〈スーパー定期〉 1円以上 1,000万円未満 〈大口定期〉 1,000万円以上
ろうきん 福祉定期預金	当金庫において遺族年金や障害年金等を受給されている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は非自動継続の取扱いとなります。	1年	1円以上 300万円以内

資産運用商品のご案内 （2020年7月1日現在）

◆中長期的な資産形成をサポート

〈ろうきん〉では、お客様のマネープランに応じた資産形成をサポートするため、各種資産運用商品をご用意しています。これらの商品はリスクを伴うこともありますので、商品内容を十分にご理解のうえ、ご利用ください。

種類	特徴点	お預入れ期間	お申込み単位
個人向け国債	国が発行する安全性が高い債券です。お客様のニーズに合わせて固定金利（3年・5年）と変動金利（10年）をご選択いただけます。	3年・5年・10年	1万円単位
投資信託	多くのお客様（投資者）から集めた資金をひとつにまとめて、それを運用の専門家である委託会社（運用機関）が株式や債券に分散投資して運用し、運用成果をお客様（投資者）に分配する金融商品です。 ※市場価格の変動によって、お預かりした払込金が元本割れすることもございます。 ※お取扱い商品については、〈ろうきん〉ホームページまたは店頭でご確認ください。		
	◆定時定額買付サービス 毎月（または数カ月ごと）の指定された振替日に、ご指定の〈新潟ろうきん〉普通預金口座から一定額を引落し、ご指定の投資信託を自動的に買い付けるサービスです。 注目！		
	◆NISA 毎年120万円を上限とする株式投資信託等の新規購入分を対象に、売却益や収益分配金が最長5年間、非課税となる制度です。		
	◆つみたてNISA 「NISA」と同様に、毎年の非課税投資枠までの範囲で購入した投資信託の売却時の値上り益と分配時の普通分配に係る税金が非課税になります。「つみたてNISA」では、毎年40万円まで投資信託の積立投資（定時定額買付）を行うことができ、非課税期間は最長20年間になります。		
個人型確定拠出年金 （iDeCo）	個人型確定拠出年金（iDeCo）は、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。掛金が全額所得控除されることや、運用益が非課税で再投資されるなどの税制優遇措置が受けられます。 ※運用商品や手数料については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。		

あんしんポイント　つみたてNISA　iDeCo

当金庫では「あんしん」をキーワードに、長期的・安定的な資産形成と税制面のメリットを活かせる積立手段として、「つみたてNISA」と「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の情報提供とご提案をしております。

融資商品のご案内 （2020年7月1日現在）

目的別ローン

マイカー購入、お子様の教育費用など、ライフステージごとに必要となるさまざまな用途にご利用いただける「マイカーローン」や「教育ローン」をご用意しています。

種類		商品内容	ご融資限度額	ご融資期間
マイカーローン しゃらら		自動車購入・修理代などマイカーに関する費用全般のほか、マリン関係（ヨット・ボートなど）、自転車の購入などにもご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
	福祉マイカーローン	身体障がい者用自動車、介護自動車の購入または改造する費用にご利用いただけます。		
教育ローン	一括借入型	入学金・授業料のほか、アパート代や受験費用など教育に関する費用全般にご利用いただけます。 資金計画に合わせて、まとまった資金を一括でお受取りできる「一括借入型」、限度額の範囲で必要な時に専用カードでお借入れできる「そのつど借入型」をご選択いただけます。	2,000万円 注目！	20年以内※
	そのつど借入型			
	福祉教育ローン	父子・母子家庭、遺児家庭、児童扶養手当受給家庭の方の教育費用にご利用いただけます。	500万円	

※お子様の在学中は、元金返済を据置くことができます。詳細については、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

団体信用生命保険 教育ローン、福祉教育ローンをご利用の場合は、「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。保険料は〈ろうきん〉が負担します。ただし、教育ローン（そのつど借入型）は、元利金返済期間（証書貸付期間）からのご加入となります。

住宅ローン

マイホーム新築・購入、増改築（リフォーム）、現在ご利用中の住宅ローンの借換えなど、幅広い用途にご利用いただけます。

種類		商品内容	ご融資限度額	ご融資期間
あんしん住宅ローン	不動産担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型（3・5・10・20年）、全期間固定金利型からご選択いただけます。	1億円 注目！	40年以内 （全期間固定金利型は35年以内）
	無担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型（3・5・10・20年）からご選択いただけます。	2,000万円	25年以内
新潟ろうきん「リ・バース60」		新築・増改築、土地・建物購入費用のほか、サービス付高齢者向け住宅の入居費用にご利用いただけます。 毎月のご返済はお利息のみとし、お借入の方がお亡くなりになった後、担保となっている不動産の売却代金等により元金をご返済いただきます。	5,000万円 （増改築費用・サービス付高齢者向け住宅の入居費用としてご利用の場合は、1,500万円）	お借入の方がお亡くなりになるまで

●上記のほか、住宅金融支援機構提携融資「ろうきんフラット35」・自治体提携ローン等の各種融資商品をご用意しています。

団体信用生命保険 あんしん住宅ローンをご利用の場合は、「ろうきん団体信用生命保険」または3大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中）、病気や怪我による障がいも保障する「ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。保険料は〈ろうきん〉が負担します。

あんしんポイント

夫婦連生団体信用生命保険 あんしん住宅ローンをご夫婦が連帯債務でご契約いただく場合、ご夫婦のどちらかが万一のときは、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族にローンの返済負担が残らない「夫婦連生団体信用生命保険」もご利用いただけます。

福祉ローン

医療、介護に必要な費用、育児・介護休業に係る生活費や、自然災害からの復旧費用にご利用いただけるローンをご用意しています。

種類		商品内容	ご融資限度額	ご融資期間
福祉ローン	「支える」	医療費、介護費用・介護設備費用や、育児費用、育児・介護休業期間中の生活費補填費用にご利用いただけます。	1,000万円 （育児・介護休業中の生活費補填費用としてご利用の場合、ご融資限度額は200万円）	10年以内 元金返済 （据置期間含む）
	「立ち上がる」	暴風雨、洪水、大雪、地震等の自然災害、火災の被害からの復旧および支援に必要な費用にご利用いただけます。	1,000万円 注目！	10年以内

カードローン(マイプラン)・フリーローン

旅行、ショッピング、借換えなど暮らしのさまざまな用途にご利用いただけるローンをご用意しています。

種類	商品内容	ご融資限度額	ご融資期間
マイプラン	お使いみちは自由で、ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。	300万円	1年毎の自動更新
フリーローンWish	物品購入、旅行、医療費、結婚費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。	1,000万円	15年以内
自己預金担保ローン(分割払型)	住宅購入、自動車購入など、さまざまな用途にご利用いただけます。	担保預金金額	35年以内
住宅ローン申込者専用借換ローン	当金庫のあんしん住宅ローン(不動産担保)をお申込みの方を対象とする融資で、他行・信販・消費者金融からの借入れのお借換えにご利用いただけます。 ※労働組合等の間接構成員の方は、既に当金庫の住宅ローンを利用されている場合でもご利用いただけます。 注目!	500万円	25年以内
おまとめローン	他行・信販・消費者金融からの少額な借入れのお借換えにご利用いただけます。	300万円	15年以内

生活支援関連

厚生労働省と連携し、生活の安定をはかりながら円滑な職業訓練、再就職を支援することを目的とするローンをご用意しています。

種類	商品内容	ご融資限度額	ご融資期間
求職者支援資金融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講される方のうち、訓練受講中の生活費が不足する方を対象とした制度です。	240万円	10年以内(元金返済据置期間含む)
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、施設長から推薦のあった方を対象とした制度です。	300万円	10年以内

●各制度のご融資限度額・ご融資期間は、訓練期間等により異なります。
●上記のほか、新潟県と連携し、生活費等にご利用いただける融資制度をご用意しています。

より多くの方にご利用いただくために

◆就職内定者向けローン

新潟県内の企業等への就職を控えた学生の方に、就職後の新生活に向けた通勤用の自動車購入や引越し費用のほか、就職前の短期留学に係る費用など、卒業前から幅広くご利用いただける「就職内定者向けローン」をご用意しています。
お使いみちに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンやフリーローンなど)をご利用いただけます。

◆ぱあとな～

労働組合に加入している有期雇用・パートタイム労働者の方のマイカー購入、お子様の教育費用など、さまざまな資金ニーズにお応えするため、融資条件を整備しています。
お使いみちに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンや教育ローンなど)をご利用いただけます。

◆ろうきんコープローン

〈ろうきん〉と同じ協同組合であり、組合員の生活向上に取り組んでいる生協と提携し、利用者とそのご家族の暮らしを応援するため、「ろうきんコープローン」(※)をご用意しています。
お使いみちに応じて、各ローン商品(住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなど)をご利用いただけます。
※本制度の導入について、〈新潟ろうきん〉と提携した会員生協の利用者またはその同一生計家族が対象となります。

〈ろうきん〉では、新型コロナウイルス感染拡大による
収入減少等の影響を受けられたお客様への生活支援に向けた各種ご相談を
全営業店にて承っておりますのでお気軽にご相談ください！

【各種ご相談】
●新たなお借入れ(当面の生活資金)のご相談
●〈ろうきん〉でご利用中のローン見直し(返済方法変更)のご相談
※制度概要については、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援の取組み」(13頁)をご覧ください。
※また、〈ろうきん〉でご利用中のローンの見直しに関するご相談は、ご返済相談専用フリーダイヤル「あんしんらいん」0120-705-225でも、相談を承っております。

各種業務・サービスのご案内 （2020年7月1日現在）

共済代理業務

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理募集の取扱いを行っています。

生命保険窓口販売業務

生命保険代理店として「たんぽぽ認知症治療保険」の代理店業務を行っています。

損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

各種サービス

サービスの種類	サービスの内容
キャッシュサービス（ATM）	注目！「ろうきんカード」は、全国の〈ろうきん〉をはじめ、MICS加盟の金融機関（都銀、地銀、信金、信組、JA等）、ゆうちょ銀行、およびコンビニ等のATMでご利用いただけます。 ATM設置場所 / ご利用可能なお取引 全国の〈ろうきん〉 / お引出し・お預入れ・残高照会・お振込 MICS加盟金融機関・コンビニ等 / お引出し・お預入れ(注)1・残高照会・お振込(注)2 ゆうちょ銀行・セブン銀行・イオン銀行・ローソン銀行 / お引出し・お預入れ・残高照会 VIEW ALTTE（JR東日本の駅のATMコーナー） / お引出し(注)3・残高照会 (注)1 お預入れは相互入金業務加盟金融機関（第二地銀、信金、信組。一部ご利用できない金融機関があります。）・イーネットでご利用いただけます。 (注)2 お振込みはMICS加盟金融機関のみとなります。 (注)3 カードローンのご利用はできません。 ※団体のお客様はMICS加盟金融機関をご利用いただけません。
現金自動機利用手数料実質無料化サービス	ゆうちょ銀行自動機・セブン銀行自動機でお引出しされた際のご利用手数料は、一旦口座から引落しされますが、即時にご利用口座にキャッシュバックいたします。 なお、MICS加盟金融機関ATM利用時のキャッシュバックは、2019年3月31日をもって終了しました。
クレジットカードサービス	ろうきんUC（マスター／VISA）カードの入会取次ぎのほか、CD・ATMでのキャッシングサービスを行っています。
自動支払サービス	公共料金をはじめ、クレジット利用代金、各種共済掛金、保険料、返済金等を預金口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	給与、ボーナスのほか、各種年金がご指定の口座に自動的に振り込まれます。また、キャッシュカードでお手軽にお引出しができます。
公金等収納サービス	新潟県や市町村の公金等（県民税、市町村民税、固定資産税、自動車税、国民健康保険料、保育料、公営住宅使用料など）の納付ができます。※収納種類については、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。
返済方法の変更サービス	ローンご利用後、返済金額の増額・減額や、返済期間の短縮・延長、毎月払いとボーナス払いの割合変更ができます。 ※ローンの種類やお借入れ状況等によってお取扱いできない場合ありますのでお取引店にご相談ください。
貸金庫保管サービス	本店および新潟西支店の貸金庫にて、証書、権利証などの貴重品を安全・確実にお預かりいたします。
デビットカードサービス	J-Debitのステッカーのある加盟店で当金庫のキャッシュカードを使ってお買い物ができます。現金を持ち歩かなくてもキャッシュカードにより手数料無料でその場でお支払いいただけます。また、当金庫のキャッシュカードを使ってキャッシュアウトに対応する加盟店のレジ等で、現金を引き出すサービスをご利用いただけます。
定額自動送金サービス	普通預金または当座預金口座から定期的に一定額を引落して、指定された預金口座に自動送金するサービスです。
賃金控除事務支援サービス	インターネットを通じて給与控除明細の閲覧や更新ができる団体向けのサービスです。
ネット口座振替受付サービス	パソコン・スマートフォンを使用して、収納企業のホームページからインターネット経由で、口座振替契約のお申込みができます。※ご利用可能な収納企業については、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。
口座開設アプリ	スマートフォンの専用アプリで、申込書を使用せずにご自宅等で口座開設のお申込みができるサービスです。（24時間365日受付可能）
NEW ろうきんアプリ	残高や入出金の確認、税公金の支払いがスマートフォンを通じてご利用いただける個人のお客様用サービスです。
NEW スマホ決済サービス	「送る」「送ってもらう」「支払う」というお金に関する機能がスマートフォン上で完結できることに加え、金融機関の預金口座との入出金（チャージ、戻入）についても、スマートフォン上のアプリを使って「いつでも・どこでも」できるサービスです。（「PayPay」の取扱い開始は、2020年7月13日からとなります。） PayPay LINE Pay Jcoin

ろうきんダイレクト（個人向け）〈インターネットバンキング・モバイルバンキング、テレフォンバンキング〉

ろうきんダイレクトは、お振込みや残高の照会、ローンの繰上げ返済などを、固定電話、携帯電話、インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンなどを通じてご利用いただける個人のお客様用サービスです。

キャッシュカードが発行された当金庫の普通預金口座をお持ちの方なら、ホームページから簡単にお申込み可能で、振込手数料は窓口やATMを利用する場合に比べてお得になっています。 注目！

〈ご利用いただける主なサービスの内容とご利用時間〉

主な取引メニュー		インターネットバンキング・モバイルバンキング※1 ご利用時間（インターネットに接続されているパソコン・スマートフォン・携帯電話）		テレフォンバンキング ご利用時間（固定電話・スマートフォン・携帯電話（プッシュ回線またはプッシュトーンの発信可能な電話機））	
		平日	土曜・日曜・祝日・12/31	平日	土曜・日曜・祝日・12/31
振込 普 貯	ろうきん本支店間	24時間※2	8:00～21:00※2	0：30～23：50※3※4	0：30～23：50※3※5
	他のろうきん/他金融機関	0:00～21:00※2	8:30～21:00※2		
振替 普 貯		24時間（予約受付の時間帯も含む）		0:30～23:50（工 も対象）	
カードローンの借入・返済 力				0:30～23:50	―
残高照会	普 貯 力	24時間		0:30～23:50（証 を除く）	
	定 財 工 証	0:30～23:50※6			
入出金明細照会 普 貯 力		24時間		0:30～23:50	
新規口座開設 定 工		0:30～23:50※6		―	
入金 定 工				0:30～23:50（工 を除く）	
支払 定 財（一般のみ）工※7		0:30～23:50※6		0:30～23:50※8	
投資信託※9	購入・解約・定時定額買付	（当日付取引）0:00～12:59（翌営業日付取引）13:00～23:59	（翌営業日付取引）0:00～23:59	―	
	照会	24時間			
繰上返済（試算照会）加算分全額返済（試算照会）証 全額返済（試算照会）		0:30～23:50※6	―	0:30～23:50（繰上返済のみ）※10	―
Webお知らせ		24時間		―	
税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」		7:00～22:45		―	
利用口座の登録		0:30～23:50※6		0:30～23:50	

普 普通預金　定 定期預金　財 財形貯蓄　工 エース預金　貯 貯蓄預金　力 カードローン（マイプラン）　証 証書貸付

※1 モバイルバンキングは、2021年11月14日をもってサービスを終了いたします。
※2 インターネットバンキング・モバイルバンキングの振込予約は、平日・土曜・日曜・祝日・12/31の24時間ご利用いただけます。
※3 登録先以外へのお振込みの場合は、9:00～21:00となります。
※4 15:00～23:50の受付分は、翌営業日扱いのお振込み（振込資金および振込手数料の引落しは受付時点）となります。
※5 翌営業日扱いのお振込み（振込資金および振込手数料の引落しは受付時点）となります。
※6 毎週月曜2:00～6:00は、当該サービスの受付を停止させていただきます。
※7 支払 財（一般のみ）は、〈ろうきん〉と事業主様の取決めがある場合にご利用いただけます。
※8 支払 定 は、満期支払予約となります。
※9 モバイルバンキングはご利用いただけません。
※10 試算照会はご利用いただけません。

◆ 1月1日～1月3日は、全サービスを停止させていただきます。
◆ 上記以外にも、定期システムメンテナンスなどのため、サービス受付を停止する日・時間帯があります。詳しくはホームページをご確認ください。

Webお知らせサービス	ろうきんからハガキ形式でお届けしている「お利息計算書」や「残高のお知らせ」などのお客様宛て各種お知らせを、郵送等による書面に代えて、パソコン・スマートフォンからWebサイト上でご確認いただけるサービスです。 ※ろうきんダイレクトをご契約いただくことで、Webお知らせサービスをお申込みいただけます。

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）

インターネットを通じて資金移動や口座の照会などができる、団体向けのサービスです。
お客様がご希望されるサービス内容により、「ライトタイプ」「フルタイプ」のいずれかの契約タイプをお選びいただけます。

基本サービス「ライトタイプ」、「フルタイプ」（共通）	●残高照会 ●入出金明細照会 ●振込振替 ●振込データの取引状況照会・取消（振込振替） ●税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」 ●税金・各種料金の状況照会
「フルタイプ」をご契約の場合	●一括データ伝送（総合振込、給与・賞与振込、口座振替） ●一括口座確認 ●取引状況照会（総合振込、給与・賞与振込、口座振替） ●口座振替結果照会

手数料のご案内

（2020年7月1日現在）

※手数料には10%の消費税が含まれています。

為替手数料

●振込手数料

種類		手数料(注)1 1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
窓口(注)2	本・支店あて(他ろうきん含む)	330円		550円
	他行あて(電信扱い)	660円		880円
ATM(注)3	本・支店あて(他ろうきん含む)	110円		330円
	他行あて	330円		550円
自動送金サービス	本・支店あて(他ろうきん含む)	110円		330円
	他行あて	330円		550円
注目！ インターネットバンキング(個人向け・団体向け)	本・支店あて(他ろうきん含む)	無料		
	他行あて	220円		440円
テレフォンバンキング	本・支店あて(他ろうきん含む)	110円		330円
	他行あて	330円	440円	660円

(注) 1. 新潟ろうきんの同一店内振込における振込手数料は無料です。
2. 視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合は、ATM利用時と同額の振込手数料でお手続きいただけます。
3. ATMご利用によるお振込みは、ご利用時間帯等により、別途キャッシュサービス利用手数料が必要となる場合があります。

●その他の為替手数料

種類	手数料 本・支店あて(他ろうきん含む)	手数料 他行あて
送金手数料(1件につき)	440円	660円
代金取立手数料(1通につき)	440円	(個別取立)880円
振込・送金の組戻し料	(1件につき)660円	
取立手形組戻し料	(1通につき)660円	
取立手形店頭呈示料(注)	(1通につき)660円	
不渡手形返却料	(1通につき)660円	

(注)660円を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。

「ろうきんダイレクト」なら窓口やATMよりお得です！

キャッシュサービス(CD・ATM)利用手数料

●新潟ろうきんの自動機をご利用の場合

ご利用日・時間帯(お引出し・ご入金・お振込み)		ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード
平日	7:00～8:00	無料	220円	ご利用できません
	8:00～8:45		220円	220円
	8:45～18:00		110円	110円
	18:00～21:00		220円	220円
	21:00～23:00		220円	ご利用できません
土曜	9:00～14:00		110円	220円
	14:00～21:00		220円	220円
日曜・祝日	9:00～21:00		220円	220円

※提携金融機関カードによるご入金取引は、相互入金業務サービス加盟金融機関のカードのみご利用いただけます。
※お振込みはろうきんカードおよび提携金融機関カードのみご利用いただけます。また別途振込手数料が必要となります。
※提携金融機関カードによるお振込みは、都銀・地銀・第二地銀・信用金庫・信用組合(一部ご利用いただけない金融機関があります。)のみご利用いただけます。
※12月31日の提携金融機関カードによる利用手数料は、曜日にかかわらず220円です。
※1月1日～3日の手数料は、日曜・祝日扱いとなります。
※ご利用いただける時間帯は自動機によって異なります。詳しくは58～60頁をご覧ください。

●新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合

各サービスのご利用時間帯は最長営業時間であり、ご利用いただけるお取扱いの内容・時間帯は自動機によって異なります。

〈セブン銀行自動機〉

ご利用日・時間帯		お引出し	ご入金
全日	0:00～7:00	110円	無料
	7:00～19:00	無料	
	19:00～24:00	110円	

〈ローソン銀行自動機・イーネット自動機〉

ご利用日・時間帯		お引出し	ご入金
全日	0:00～24:00	無料	無料

〈VIEW ALTTE(JR東日本の駅のATMコーナー)〉

ご利用日・時間帯		お引出し	ご入金
全日	始発～終電	無料	ご利用できません

※カードローンはご利用いただけません。

〈ゆうちょ銀行自動機〉

ご利用日・時間帯		お引出し	ご入金
平日	0:05～8:45	220円	無料
	8:45～18:00	110円	
	18:00～23:55	220円	
土曜	0:05～9:00	220円	
	9:00～14:00	110円	
	14:00～23:55	220円	
日曜・祝日	0:05～21:00	220円	
5月3日	0:05～21:00	220円	
5月4日～5日	7:00～21:00	220円	
12月31日	0:05～21:00	該当曜日の手数料	
1月1日～3日	7:00～21:00	220円	

※平日であっても、毎週月曜および休日の翌日の取扱い開始は7:00からとなります。

〈イオン銀行自動機〉

ご利用日・時間帯			お引出し	ご入金
平日	月曜	8:00～23:00	無料	無料
	火曜～金曜	1:00～23:00		
土曜・日曜・祝日		8:00～21:00		
12月31日		8:00～21:00		

※1月4日、5月6日の取扱い開始は8:00からとなります。

※セブン銀行、ローソン、イーネット、VIEW ALTTE(JR東日本の駅のATMコーナー)、ゆうちょ銀行の自動機は、毎月第1、第3月曜の2:00～6:00は定期メンテナンスのためご利用いただけません。その他、不定期にメンテナンスを実施するため、ご利用いただけない時間帯がございます。
※ゆうちょ銀行自動機・セブン銀行自動機でお引出しされた際のご利用手数料は、一旦口座から引落しされますが、即時にご利用口座にキャッシュバックいたします。

その他の主な手数料

種　類	手　数　料
通帳・証書再発行手数料	無　料
キャッシュカード再発行手数料	
ICカード新規・切替・再発行手数料(注)1	1,100円
各種証明書発行手数料	無　料
ローン繰上返済手数料	
返済方法の変更手数料	
大量硬貨入金手数料(注)2	1,000枚以下　無　料
	1,001～2,000枚　660円
	2,001枚以上　990円
	以降、1,000枚毎に330円を加算
両替(円貨)手数料 (持込・払出いずれか多い枚数) (注)3	50枚以下　無　料
	51～300枚　110円
	301～500枚　220円
	501～1,000枚　330円
	1,001～2,000枚　660円
	2,001枚以上　990円
	以降、1,000枚毎に330円を加算
ろうきんダイレクトご契約者 カード再発行手数料	無　料 (2021年5月31日まで)
団体向けインターネットバンキング パスワード生成機発行手数料 (追加・再発行)	1,650円
点字通知サービス利用手数料	無　料

種　類			手　数　料
貸金庫使用料 (注)4	半自動型		年間　13,200円
	全自動型	小型	年間　15,840円
		中型	年間　19,800円
小切手帳発行手数料			1冊(50枚)　550円
他ろうきんへの移管手数料			無　料
国債等口座管理手数料			
変動型から固定金利選択型への切替取扱手数料			1件　5,500円
データ伝送による 振込等手数料 (注)5	契約手数料		無　料
	利用手数料		月額　3,300円
FBによる振込、引落し、 給与振込手数料 (注)6	契約手数料		無　料
	利用手数料		月額　3,300円
保有個人データ開示手数料(注)7			1通　1,100円
インターネット バンキング 利用手数料	ろうきんダイレクト (個人向け)		無　料
	団体向けライトタイプ		月額　1,100円
	団体向けフルタイプ		月額　3,300円
団体向けインターネットバンキング 一括口座確認サービス利用手数料			月額　550円
不動産担保ローン 新規取扱手数料 (注)8	申込金額100万円未満		無　料
	申込金額100万円以上	所定会員の方(注)9	無料
		上記以外の方	55,000円

(注)1. マイプランのICカード新規・切替発行手数料および旧口座番号が記載されたキャッシュカードからの切替発行手数料は無料です。
2. 団体会員・個人によるお取引および募金・義援金のご入金に係る手数料は無料です。
3. 団体会員によるお取引および新券・汚損貨・記念貨の両替に係る手数料は無料です。
4. 半自動型貸金庫は本店、全自動型貸金庫は新潟西支店に設置しています。
5. データ伝送によるお振込みにあたっては、別に所定の振込手数料を申し受けます。
6. FBによるお振込み、引落し、給与振込にあたっては、別に所定の手数料を申し受けます。
7. 開示する項目により、別に所定の加算手数料を申し受けます。
8. 同日中に複数件のお申込みをいただいた場合は、申込金額の合計額により、上記の手数料を申し受けます。
9. 手数料が無料となる会員等につきましては、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

組織・機構

（2020年7月1日現在）

役員

理事長	齋藤　敏明	エヌティティ労働組合新潟分会	理　事	諸橋　拓也	東北電力労働組合新潟県本部
専務理事	大津　　岳	員　外	理　事	岡村　和宏	越後交通労働組合
常務理事	鶴巻　洋介	員　外	理　事	孫　　犁冰	員　外
常務理事	村山　義則	員　外	理　事	羽深　浩一	UAゼンセン有沢製作所労働組合
理　事	小熊　　勇	新潟交通労働組合	理　事	山崎　雅彦	オン・セミコンダクター労働組合新潟支部
理　事	関川　　武	日本郵政グループ労働組合新潟連絡協議会	理　事	磯部　幸夫	新発田市職員労働組合
理　事	佐藤　栄作	三条市職員組合連合会	理　事	太刀川　直樹	自治労長岡市職員労働組合
理　事	綿貫　順也	コロナ労働組合柏崎支部	理　事	小山　　晃	日本製鉄直江津労働組合
理　事	中島　　崇	新潟県教職員組合	常勤監事	大岩　敏和	員　外
理　事	角家　理佳	員　外	監　事	齋藤　政敏	UAゼンセン亀田製菓労働組合
理　事	長沢　正一	新潟県職員労働組合	監　事	齋藤　悦男	自治労新潟県本部
理　事	金子　正明	パナソニック・タワージャズセミコンダクター労働組合新井支部	監　事	山際　輝久	基幹労連新潟県本部
理　事	中島　秀明	日本郵政グループ労働組合新津支部	監　事	石渡　世紀	員　外

報酬等に関する事項（2020年3月期）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役位や前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

①退任慰労金額の決定方法

役員の退任慰労金は総会の贈呈決議に従い、理事の退任慰労金額は理事会の決議により、監事の退任慰労金額は監事の協議により決定しております。

②退任慰労金の基準

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2)2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	95,158

(注)1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2.上記の内訳は、「報酬」78,924千円、「退任慰労金」16,234千円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2019年度において対象職員等に該当する者はおりません。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2019年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

組織系統図

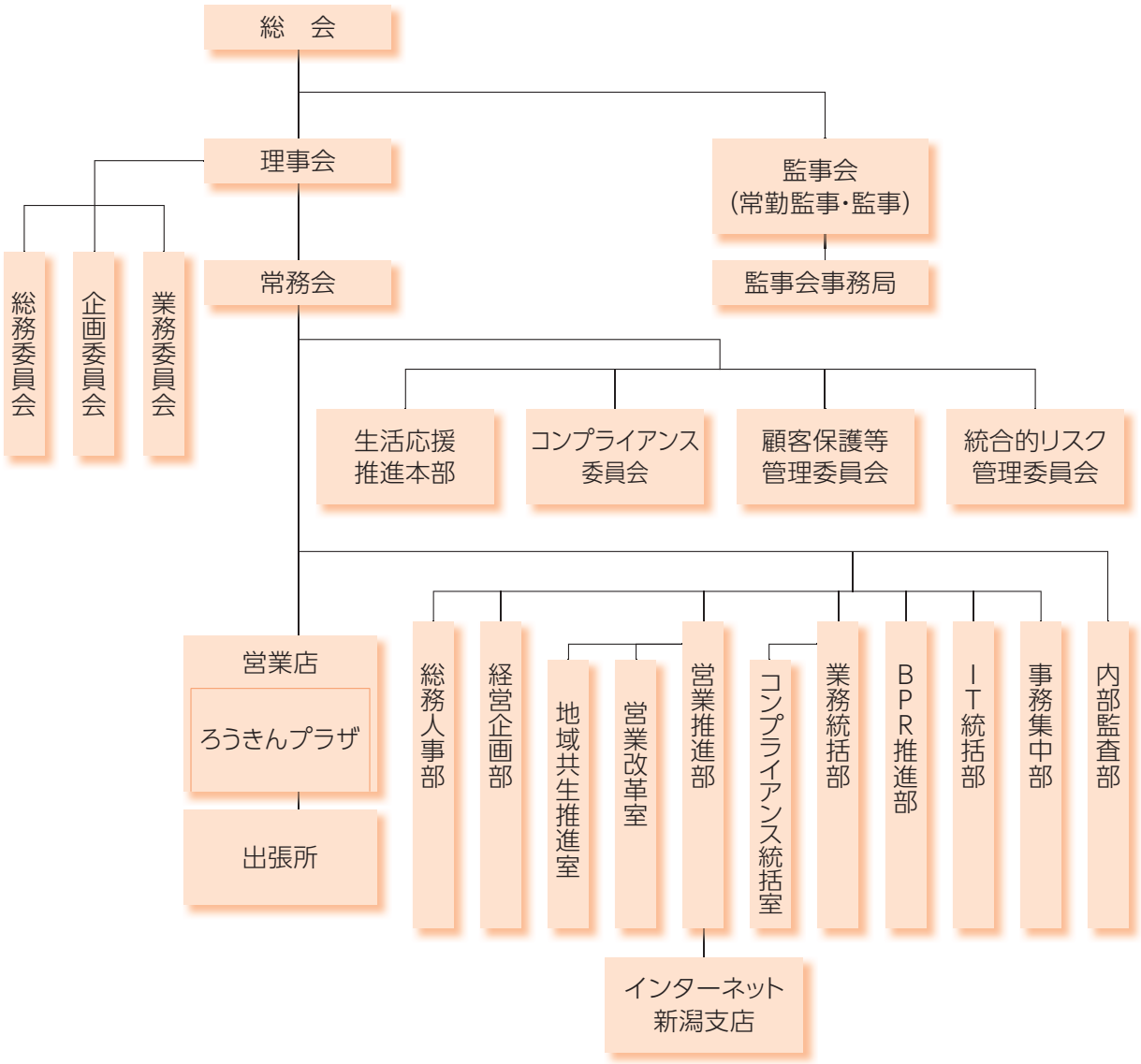

会計監査人

有限責任　あずさ監査法人

職員の状況

項　目	2019年度末	2018年度末
職員数	446人	433人
男性	239人	242人
女性	207人	191人
平均年齢	42歳7月	42歳0月
平均勤続年数	18年3カ月	18年0カ月
平均給与月額	376千円	385千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時の職員・嘱託(2019年度末104人、2018年度末135人)は含まれておりません。
※平均給与月額は、3月中の平均給与月額です。

沿革・あゆみ

1952年	・信用組合新潟県労働金庫創立総会
	・本店、高田支店営業開始
1953年	・**第1回通常総会**

1954年	・労働金庫法による労働金庫に組織変更
1955年	・本店移転新築（新潟市中央区川岸町）
1961年	・預金残高10億円達成
1967年	・本店移転新築（新潟市中央区寄居町）
1970年	・預金残高100億円達成
1975年	・新潟県労働者信用基金協会を設立
	・預金残高500億円達成
1978年	・事務センター設置
1979年	・自営オンラインスタート
	・預金残高1,000億円達成
1981年	・内国為替集中決済制度取扱い開始
1982年	・国庫金振込先金融機関の指定
	・新潟県収納代理金融機関の指定
1983年	・新潟県勤労者福祉厚生財団（現 新潟ろうきん福祉財団）を設立
1984年	・全銀内国為替制度加盟
1985年	・全国労金との現金自動機の相互利用開始
	・預金残高2,000億円達成
1988年	・国債窓口販売代理業務取扱い開始
	・両替商業務の取扱い開始
1990年	・預金残高3,000億円達成
1991年	・全国金融機関との現金自動機の相互利用開始
1992年	・**現本店建替え新築（新潟市中央区寄居町）**

1994年	・国債の窓口販売開始
	・預金残高4,000億円達成
1997年	・**新マスコットキャラクター「ロッキー」誕生**

	・信託銀行との現金自動機の相互利用開始
1999年	・郵便貯金との現金自動機の相互利用開始
	・預金残高5,000億円達成
2000年	・ろうきんローンプラザ1号店オープン
	・投資信託の窓口販売開始
	・融資残高3,000億円達成
2002年	・預金残高6,000億円達成
	・確定拠出年金の取扱い開始
2004年	・セブン銀行ATMの利用提携開始
2005年	・個人向け国債の窓口販売開始
	・火災保険の窓口販売開始
2006年	・「3大疾病保障付住宅ローン」の取扱い開始
2007年	・全国ろうきんオンラインシステムへ移行
	・インターネットによる「Webお知らせサービス」の取扱い開始
	・生活応援・多重債務対策本部（現：生活応援推進本部）を設置
2008年	・「ろうきんインターネットバンキング（個人向け）」の取扱い開始
	・預金残高7,000億円達成
	・「離職者生活ローン」の取扱い開始
2009年	・全労済の共済募集の取扱い開始
	・「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」の取扱い開始
2010年	・ローンプラザを県内5拠点に拡充
2011年	・「技能者育成資金融資制度」の取扱い開始
	・「求職者支援資金融資制度」の取扱い開始
2012年	・「NPO応援ローン」の取扱い開始
2013年	・ローンプラザ新潟西リニューアルオープン
	・「新潟ろうきんNPO寄付システム」の取扱い開始
2014年	・全国ろうきん新オンラインシステムへ移行
	・新潟西出張所の支店昇格・預金業務取扱い開始
2015年	・「笑顔プロジェクト」開始（2015年2月～2017年12月）
	・「夫婦連生団体信用生命保険」の取扱い開始
2016年	・生協組合員向け融資 「コープローン」の取扱い開始
	・SNS等啓発DVDを県内全中学校へ配付
2017年	・個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の取扱い開始
	・「たんぽぽ認知症治療保険」（太陽生命保険）の窓口販売開始
	・「就職内定者向けローン」の取扱い開始
	・SNS等啓発DVDを県内全小学校へ配付
2018年	・「ろうきんプラザ県央」（三条支店内）オープン
	・預金残高8,000億円達成
2019年	・「あんしん住宅ローン」リニューアル
	・「くるみん」認定
2020年	・「えるぼし」三つ星認定
	・新潟県との提携融資の拡充
	・「あんしんスマイルプロジェクト」開始

Topics

①厚生労働省から2019年12月、子育てサポート企業としての「くるみん」の認定を受け、2020年3月、女性活躍推進企業としての「えるぼし」の最高ランクである三つ星認定を受けました。今後も男女職員ともに仕事と育児・介護を両立させ、職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

②2020年4月、新潟県と連携し、
・「キャリアアップ応援ローン」
・「新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活支援特別融資制度」を新設しました。（13頁もご覧下さい）
※詳しい商品の内容については、お取引店または最寄の本・支店にお問い合わせください。

全国ろうきんの概要 （2020年3月31日現在）

●全国のろうきんは全国労働金庫協会（労金協会）と労働金庫連合会（労金連合会）を中央機関とし、13金庫614店舗が一大ネットワークを形成しています。

●労金協会は全国各ろうきんの指導・調整・連絡・渉外などを、労金連合会は全国各ろうきんの親金庫として資金の需給調整・運用や全国的な統一業務を行っています。

●全国の店舗は、労働金庫総合事務センターを中心にオンラインで結ばれ、内国為替やCDネットなど迅速、正確なサービスを提供しています。

全国ろうきんの概況

金庫数	13金庫
店舗数	614店舗
常勤役職員数	11,317人
団体会員数	50,796会員

（単位：百万円）

金庫名	預金	貸出金
北海道	1,005,983	743,669
東北	2,092,653	1,244,519
中央	6,374,513	4,454,242
新潟県	825,448	384,249
長野県	695,074	379,427
静岡県	1,120,756	856,956
北陸	767,516	434,976
東海	1,814,350	1,521,817
近畿	2,237,422	1,379,669
中国	1,174,355	756,014
四国	610,031	404,388
九州	1,889,012	1,459,826
沖縄県	270,427	181,373
合計	20,877,546	14,201,131

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、労金協会及び労金連合会による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善をはかることとしています。また、労働金庫監査機構は全国各ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

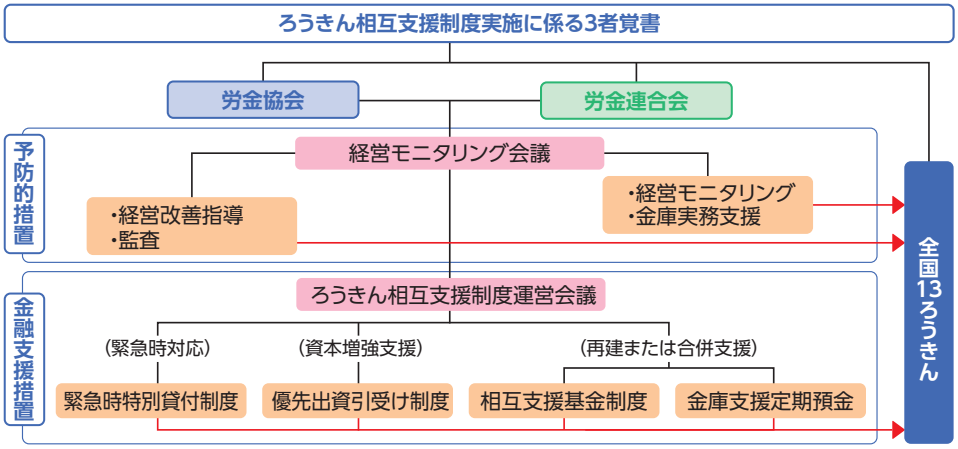

コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、前述の「ろうきんの理念」のほか、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識を醸成するとともに、継続的な職員教育および啓発活動により、その維持・向上につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制

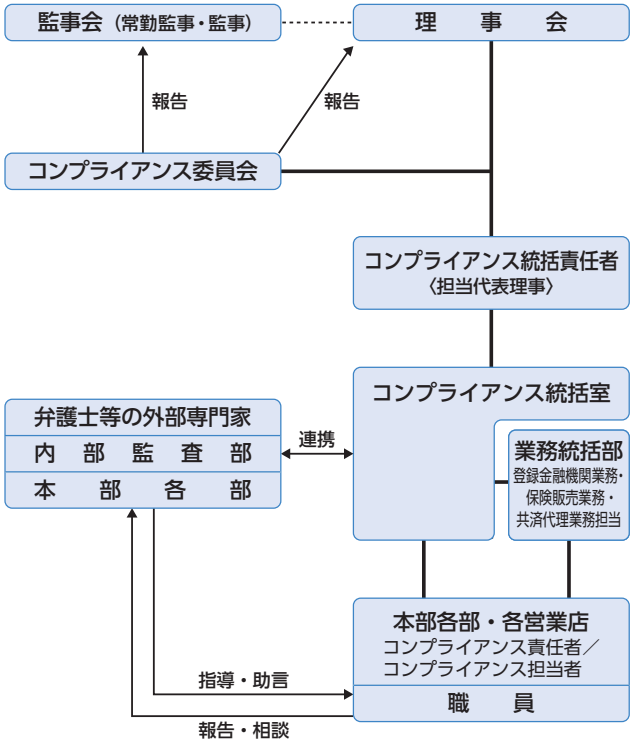

理　事　会

毎年度コンプライアンス・プログラムを決定するほか、コンプライアンスに係る重要な規程・マニュアルの制定・改正・廃止を決定します。

コンプライアンス委員会

代表理事および本部部長を委員として構成し、理事長を委員長、専務理事を副委員長としています。金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態勢の構築および実効性確保に向けた検討を行い、その結果を理事会・監事会へ報告します。

コンプライアンス統括室

コンプライアンス実現のため、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、職員の教育研修など金庫全体のコンプライアンス状況の一元管理を行います。

本部各部・各営業店

〈コンプライアンス責任者／コンプライアンス担当者〉

各部店においては、部店長がコンプライアンス責任者として、自らコンプライアンスに関する諸施策の実施や、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング（監視）し、定期的にコンプライアンス統括室へ報告します。また、責任者を補佐するため、コンプライアンス担当者を配置しています。

職　員

日常におけるコンプライアンスを実践します。

コンプライアンス推進活動

当金庫では、コンプライアンス・リスク管理の考え方を踏まえ「コンプライアンス・プログラム（実践計画）」を策定して、次の諸施策等を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

コンプライアンス・マニュアルの作成・周知	役職員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンス・マインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンス・マニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。
指導・教育研修・啓発活動	金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。
コンプライアンス・ホットライン制度	職員から寄せられる情報によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、コンプライアンス・ホットライン制度（内部通報制度）を設けています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

〈リスクの特定・評価・低減〉

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示のもと、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

〈リスク対策計画〉

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

●マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

〈目的〉

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識のもとで必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的としています。

〈態勢の整備〉

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

そのため理事長はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与します。

〈経営陣の認識〉

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識します。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保につとめています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

〈ろうきん〉からのお願い

▶預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は、法令により禁止されています。売った人も買った人も罰せられることとなります。

▶売買された預金口座が、特殊詐欺等の受取口座として、犯罪に利用される事例が発生しています。特殊詐欺等の被害拡大防止にご協力ください。

お客様保護の態勢

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令および諸規則等を遵守のうえ、常にお客様の利益を尊重し、誠実に業務を行うとともに、必要な知識の習得と能力の向上につとめます。お客様に対しては丁寧かつ誠意をもって接し、属性や目的、経験等を十分考慮して、お客様の意向と実情を踏まえた対応を行い、信頼を得るようつとめるとともに、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、お客様の立場に立った良質な商品・サービスを提供するほか、わかりやすい情報提供などに取り組みます。

利益相反管理方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫とお客様の間、および当金庫のお客様相互間において利益相反のおそれがある場合は、法令等に則りお客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じます。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客様の金融商品取引に関する知識、経験、財産の状況および当該金融商品の契約を締結する目的に照らして適切な金融商品をおすすめします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について十分に理解していただけるよう、適正な説明につとめます。その際に、不確実な事項について断定的な判断の提供やお客様の誤解を招くような説明は行いません。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守につとめます。

プライバシー・ポリシー

当金庫は、高度情報通信社会におけるお客様の個人情報を適切に保護することが重要であると認識し、以下の方針に基づき取り組むことを宣言いたします。なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

(1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(2) 当金庫は、お客様が所属する会員団体(労働組合等)との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただいております。

(3) 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検など、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

(4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報は紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどが生じないようにセキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口または35頁に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人データ管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、取扱い状況を点検するとともに、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6. 個人情報に関する法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守し、お客様の個人情報を取扱いいたします。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客様の特定個人情報等の保護につとめます。

1. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2. 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

3. 質問および苦情処理の窓口

当金庫は、特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは、本頁下部のお問い合わせ窓口にて承ります。

マイナンバーへの対応

2016年1月以降、法令に基づき、税務署に提出する法定調書などの書類に、個人番号(マイナンバー)・法人番号を記載することが義務づけられました。

このため、当金庫でも非課税財形預金(年金・住宅)、定期預金などのお手続きの際に、個人番号(マイナンバー)・法人番号のお届けをお願いしています。

また、2018年1月から、預金の新規口座開設や既存口座の各種お手続きの際に、個人番号(マイナンバー)・法人番号のお届けをお願いしています。

預金等の不正な払戻しへの対応

預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳およびろうきんダイレクト(個人のお客様用インターネットバンキング)による預金等の不正な払戻しが発生した際に、お客様に過失がない場合につきましては、原則補償することとしています。

また、団体のお客様用インターネットバンキングにおいても、お客様に過失がなく当金庫が定めるセキュリティ対策基準を満たしている場合、1事故あたり1,000万円を上限として補償することとしています。

安全性向上の取組み

●キャッシュカード

偽造カードによる不正な払戻し被害を防止するため、偽造や不正な読み取りが困難な「ICキャッシュカード」を取り扱っています。

●ATM

お客様から安心してATMをご利用いただけるよう、ATM全台に「覗き見防止フィルター(遮光フィルター)」および「広視野角ミラー」を設置しています。

また、偽造・盗難キャッシュカードの不正利用等を防止するため、ATMにキャッシュカードのご利用限度額を減額する機能や暗証番号入力パネルの番号表示を並び替える機能を備えています。

●インターネットバンキング

インターネットを通じたサイバー犯罪からお客様の大切な財産を守るため、ろうきんダイレクト(個人のお客様用インターネットバンキング)において、60秒ごとにパスワードを自動生成する「ワンタイムパスワード」やキャッシュカード取引等が行われた際にご登録メールアドレスに取引情報を通知する「通知メールサービス」等をご利用いただけます。

また、団体のお客様用インターネットバンキングにおける各種取引においても、「ワンタイムパスワード」のご利用を必須としています。

お問い合わせ先

お取引店または下記窓口にお問い合わせください。

《業務統括部》0120-480-975　FAX 025-225-2229　e-mail:n_gyoumu_34121@niigata-rokin.or.jp

受付時間/平日…9:00～17:00(ただし、当金庫の休業日を除く)

特殊詐欺（振り込め詐欺等）防止の取組み

特殊詐欺（振り込め詐欺等）を未然に防止する取組みとして、新潟県警察が実施する「特殊詐欺被害防止対策に係る県内金融機関統一対応」に基づき、以下の取組みを実施しています。

●窓口における声かけの強化および、「お客様アンケート」や「声かけツール」等の活用
●被害が懸念される場合の警察宛通報の徹底
●高齢のお客様が払戻しする場合の口座振込等の推奨
●70歳以上のお客様について、ATMによるお振込みを制限
●有線放送メッセージによる注意喚起
●特殊詐欺被害防止啓発DVDの放映、懸垂幕の掲示、対策ポスターの掲示 等

近年、全国的に多発している振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、新潟県警察本部と連携し、〈新潟ろうきん〉独自の特殊詐欺被害防止対策チラシおよびポスターを作成し、本支店窓口および店外ATMに備え置くなど、啓発活動を実施しています。

また、特殊詐欺被害防止対策チラシは、警察署主催の防犯講習会等で活用いただいています。

〈新潟ろうきん〉は、今後もお客様の大切な資産をお守りするため、特殊詐欺被害の発生防止に積極的に取り組んでまいります。

振り込め詐欺救済法への対応

2008年6月21日に振り込め詐欺救済法（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）が施行されました。

本法は、振り込め詐欺やヤミ金融などの犯罪に利用された口座を停止し、一定の手続きのもと、金融機関の犯罪利用口座に滞留している被害資金の返還についての手続等を定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座にお振込みされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へお振込みされた方からのご照会・ご相談をお受けしています。

また、振り込め詐欺等による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関に連絡されるようお願いいたします。

本法の対象となる犯罪に利用された預金口座の債権消滅に関する公告および被害回復分配金の支払のための公告については、預金保険機構のホームページをご覧ください。

金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）への対応

●お客様からのお申出への対応

当金庫は、お客様からのお申出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申出は、営業店または本部にて以下のとおり承っております。

営業店 電話番号は58～59頁をご参照ください。受付日時は当金庫営業日の9:00～17:00です。

本　部 フリーダイヤル 0120-191-880にて承っております。受付日時は、平日・土曜・日曜の9:00～17:00です。ただし、月曜～金曜の祝日（振替休日を含む）、5月3日～5月5日、12月31日～1月3日、および1月4日、1月5日が土曜・日曜の場合は除きます。

●紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申出のうち金庫とお客様の間では解決できなかった場合について、下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関として指定しています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所（9:00～17:00、電話:0120-177-288）へお申出いただければ、仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

●東京弁護士会　（電話:03-3581-0031）
●第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）
●第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

●移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
●現地調停:東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

金融円滑化管理の態勢

金融円滑化管理方針

当金庫は、創業の原点である相互扶助の精神のもと、働く人とその家族の生活向上および夢の実現に寄与することにより、お客様の信頼を一層高め、生涯にわたってお取引いただける協同組織の福祉金融機関としての事業運営を基本としています。

そのため、〈ろうきん〉が持つ社会的責任と公共的使命を十分認識のうえ、勤労者の生活安定に貢献するため、「生活応援運動」の取組みを通じ、お客様に対して必要な資金を円滑に供給いたします。

具体的には、多重債務未然防止に向けた活動として学習会を会員労働組合等で実施するとともに、高等学校等の授業の一環として、クレジットの仕組み、悪質商法の手口やインターネット被害など、身近に起こりうるマネートラブルについて分かりやすく解説する講座も実施しています。

さらに、多重債務未然防止活動にご理解いただいた自治体や、大学・短大・専門学校に、身近に起こりうるマネートラブルについてイラストや漫画等で解説した冊子「マネートラブルにかつ!」を関連団体と協力して配付し、金融トラブルに対する警鐘活動を展開しています。

また、新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みには、お客様の生活改善の可能性その他の状況等を考慮し、適切かつ迅速に対応いたします。

リスク管理の態勢

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「経営管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

リスク管理体制

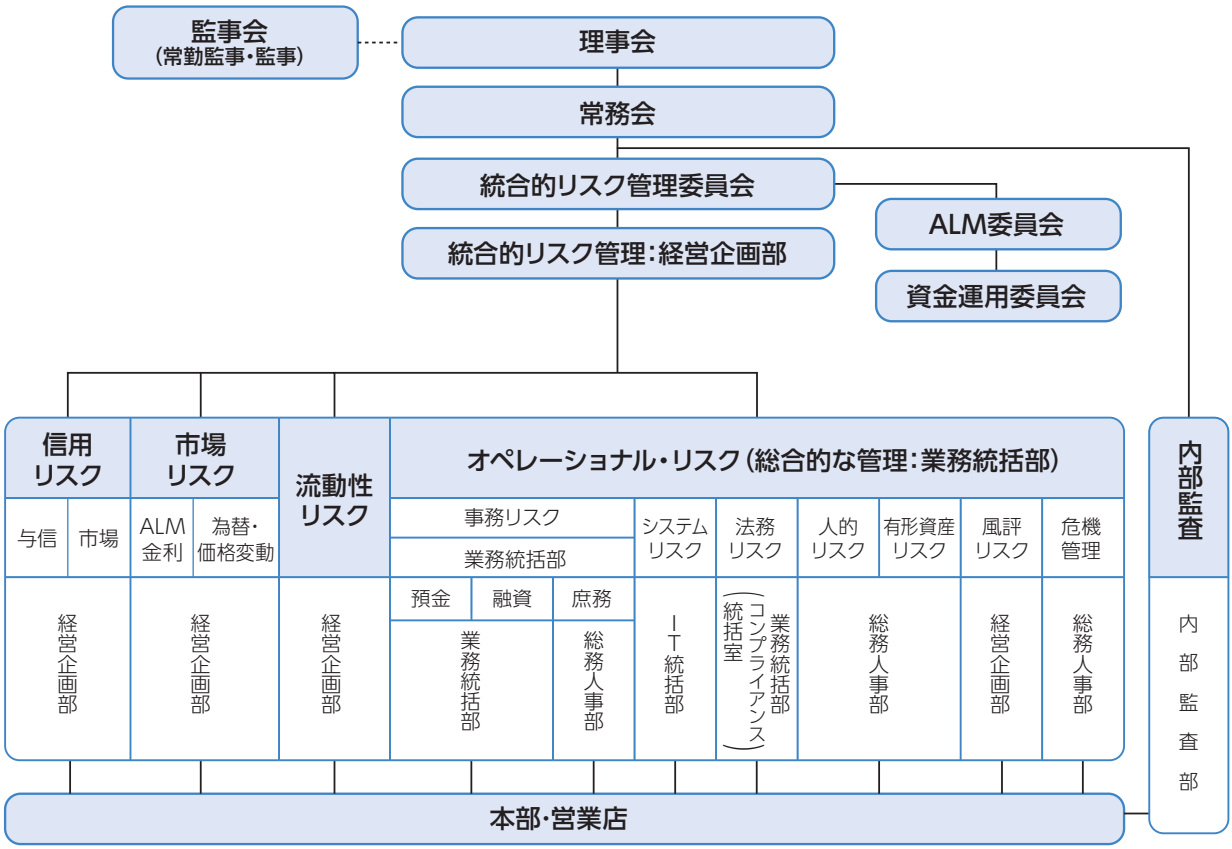

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようつとめています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●信用リスク

▶融資先や有価証券等発行元の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収等が困難となるリスクです。

与信信用リスク▶融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

●当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。

●個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。

●営業店の決裁権限を越える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。

●与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク▶債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

●有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。

●有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

●市場リスク

▶金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、資産や負債の価値が影響を受け、損失を被るリスクです。

●市場リスクのうち、金利リスクについては、運用・調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測・管理しています。

●投資信託等の価格が変動する価格変動リスクに対しても、VaR（バリュー・アット・リスク）により、計測・管理しています。

●計測したリスクは、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

●流動性リスク

▶市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

●資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

●オペレーショナル・リスク▶日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内生的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク▶役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

●事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などの推進および規程・事務手順・マニュアル・点検管理表等の整備をはかっています。

●職員教育研修の充実や指導・点検、自己点検および他者点検の強化、実効性のある自店検査の実施などにより、基本動作に忠実で堅確な事務処理を行う態勢を構築し、事務リスクの低減をはかっています。

●オンラインシステムを最大限活用するとともに、業務の標準化・効率化を目的とした事務改革の取組みや、本部・営業店が一体となったPDCAサイクルを機能させた取組みにより、事務過誤・個人情報漏えい事案等の発生防止に向けた内部管理態勢を強化し、事務リスクの低減をはかっています。

システムリスク▶オンラインシステムなどのコンピューターシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

●当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。

●同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

●システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。

●高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

風評リスク▶ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

●当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめています。

●万一、風評が発生した場合は、危機管理関連マニュアルに沿って適切な対応につとめます。

法務リスク▶法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクです。

●当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。

●新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括室によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談しています。

人的リスク▶人事運営上の不公平・不公正（給与・手当・解雇等の問題）などを起因として、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）や内部管理上防止が困難な役職員の不正などにより、損失を被るリスクです。

●当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職員の「能力」「役割」を基準とする人事制度を基本として、職員の働きがいを高める人事運営につとめています。

●セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止する取り組みとして、全部店で研修会の開催、相談窓口の常設、ホームページにハラスメント撲滅に向けた宣言文の公開等を行っています。

●職員の不適切行為を防止するため、職員取引のモニタリングや転勤時の書類の持ち出し点検等を実施しています。

有形資産リスク▶災害その他の事象から生じる有形資産の き損・損害などにより損失を被るリスクです。

●当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、必要により保険を付保するなどして各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施につとめています。

危機管理体制

当金庫では、大規模災害等の発生により通信手段が遮断して、部門ごとに独自に判断せざるを得ない場合でも迅速に組織として統一的な行動ができるよう、判断の拠り所となる基本的な考え方や態勢整備にあたっての重点事項等を「事業継続基本方針」として制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定し、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、システム障害、およびウイルス感染症の流行等危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりシステムが停止する事態に備え、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みとして「業務継続管理内規」を制定し、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うなど、態勢の強化につとめています。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第68期末 (2020年3月31日)	第67期末 (2019年3月31日)
(資産の部)		
現金	**5,388,930**	**5,322,451**
預け金	**421,602,976**	**421,178,884**
有価証券	**74,279,702**	**65,260,399**
国債	19,822,141	24,298,750
地方債	200,950	104,660
社債	28,828,540	18,599,740
投資信託	25,421,956	22,251,207
株式	6,114	6,041
貸出金	**384,249,471**	**378,639,701**
手形貸付	3,011,880	2,330,580
証書貸付	369,367,549	365,210,268
当座貸越	11,870,042	11,098,853
その他資産	**14,961,985**	**7,989,151**
未決済為替貸	29,771	2,534
労働金庫連合会出資金	5,600,000	5,600,000
前払費用	16,267	23,797
未収収益	2,004,878	1,966,166
その他の資産	7,311,068	396,653
有形固定資産	**5,434,394**	**5,553,189**
建物	1,491,267	1,553,219
土地	3,639,190	3,634,381
その他の有形固定資産	303,936	365,588
無形固定資産	**73,855**	**83,154**
ソフトウェア	62,248	61,778
その他の無形固定資産	11,606	21,375
前払年金費用	**100,420**	**79,123**
繰延税金資産	**853,992**	**529,912**
債務保証見返	**3,843**	**4,644**
貸倒引当金	**△ 53,881**	**△ 55,354**
(うち個別貸倒引当金)	(△ 52,677)	(△ 55,323)
資産の部合計	**906,895,690**	**884,585,257**

科目	第68期末 (2020年3月31日)	第67期末 (2019年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	**812,552,438**	**797,585,768**
当座預金	52,814	40,788
普通預金	287,792,075	273,187,987
貯蓄預金	12,174,440	12,429,300
別段預金	103,419	48,296
定期預金	512,429,687	511,871,315
その他の預金	−	8,080
譲渡性預金	**12,895,953**	**12,361,654**
借用金	**235,600**	**248,000**
当座借越	235,600	248,000
その他負債	**9,383,622**	**2,042,079**
未決済為替借	7,768	3,649
未払費用	444,356	453,316
未払法人税等	234,343	528,447
前受収益	22	21
払戻未済金	2,482	3,389
払戻未済持分	102	228
その他の負債	8,694,546	1,053,027
賞与引当金	**237,885**	**243,619**
退職給付引当金	**2,421,248**	**2,788,726**
役員退職慰労引当金	**76,311**	**57,335**
睡眠預金払戻損失引当金	**36,759**	**33,889**
債務保証	**3,843**	**4,644**
負債の部合計	**837,843,661**	**815,365,717**
(純資産の部)		
出資金	**4,949,782**	**4,952,247**
普通出資金	4,949,782	4,952,247
利益剰余金	**63,742,810**	**62,814,450**
利益準備金	4,974,845	4,974,845
その他利益剰余金	58,767,965	57,839,605
特別積立金	57,008,612	55,708,612
(特別積立金)	11,208,612	(11,208,612)
(機械化積立金)	8,900,000	(8,800,000)
(金利変動等準備積立金)	23,600,000	(23,600,000)
(経営基盤強化積立金)	12,700,000	(11,500,000)
(配当準備積立金)	600,000	(600,000)
当期未処分剰余金	1,759,353	2,130,993
会員勘定合計	**68,692,592**	**67,766,697**
その他有価証券評価差額金	**359,436**	**1,452,843**
評価・換算差額等合計	**359,436**	**1,452,843**
純資産の部合計	**69,052,028**	**69,219,540**
負債及び純資産の部合計	**906,895,690**	**884,585,257**

（第68期末貸借対照表の注記事項）

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理内規に基づき定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建　物	34年～50年
その他	3年～20年

4．無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

7．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理を行っております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理を行っております。

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は 2019 年 4 月 1 日に職員（嘱託職員及び準職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号）を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益 127,811 千円を、特別利益に計上しております。

9．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	7,742,650千円
有形固定資産の圧縮記帳額	259,795千円

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

134,333千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

－ 千円

15. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は 191,202 千円、延滞債権額は 2,167,233 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

16. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 179,611 千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,538,047 千円です。

なお、15. から 18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

内国為替取引と当座貸越契約に係る担保として、労働金庫連合会へ定期預け金 46,737,400 千円を差し入れております。

20. 出資 1 口当たりの純資産額

13,950円51銭

21. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及びその他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務統括部により行われ、定期的に理事会へ報告を行っております。また、与信管理の状況については、内部監査部が監査をしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ） 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。また、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議をALM委員会において行い、理事会に報告しております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

（ⅱ） 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する規程等に基づき管理しております。

（ⅲ） 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された余裕金運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

（ⅳ） 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」及び「借用金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 1200 営業日）により算出しており、令和 2 年 3 月 31 日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 8,509,940 千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和 2 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については (注 1) を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金	421,602,976	421,848,692	245,716
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,601,291	12,799,016	197,724
その他有価証券	61,672,296	61,672,296	－
(3) 貸出金	384,249,471		
貸倒引当金 (*)	△ 53,881		
	384,195,589	388,879,855	4,684,265
金融資産計	880,072,154	885,199,860	5,127,706
(1) 預金積金	812,552,438	812,793,605	241,166
(2) 譲渡性預金	12,895,953	12,896,987	1,034
(3) 借用金	235,600	235,709	109
金融負債計	825,683,991	825,926,301	242,310

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は業界団体が公表している価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2)市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	6,114
労金連合会出資金	5,600,000
その他	10
合　　計	5,606,124

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	146,953,376	230,449,600	44,200,000	－
有価証券				
満期保有目的の債券	4,599,684	8,001,606	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	－	10,575,856	3,324,005	26,467,700
貸出金 (*)	32,416,879	92,474,204	80,486,363	167,001,981
合　　計	183,969,940	341,501,267	128,010,368	193,469,681

(*)貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	594,402,375	215,703,544	2,446,518	－
譲渡性預金	12,093,953	802,000	－	－
借用金	12,400	49,600	62,000	111,600
合　　計	606,508,728	216,555,144	2,508,518	111,600

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」等が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	12,601,291	12,799,016	197,724
	小　計	12,601,291	12,799,016	197,724
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	小　計	－	－	－
合　　計		12,601,291	12,799,016	197,724

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位：千円)

	種　　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	16,467,360	15,693,945	773,414
	国債	7,220,850	6,556,381	664,468
	地方債	104,620	100,000	4,620
	社債	9,141,890	9,037,564	104,325
	その他	3,742,858	3,234,359	508,498
	小　計	20,210,218	18,928,304	1,281,913
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	19,782,980	20,023,228	△ 240,248
	国債	－	－	－
	地方債	96,330	100,000	△ 3,670
	社債	19,686,650	19,923,228	△ 236,578
	その他	21,679,098	22,228,384	△ 549,286
	小　計	41,462,078	42,251,612	△ 789,534
合　　計		61,672,296	61,179,917	492,378

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当取引はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投　資　信　託	7,616,487	－	794,434
合　　計	7,616,487	－	794,434

27. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、76,196,381 千円です。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は 34,757,350 千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている庫内手続きに基づき顧客の現況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち 41,439,030 千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	653,737千円
減価償却限度超過額	185,607
賞与引当金	64,229
事業税・地方法人特別税引当額	20,310
その他	116,899
繰延税金資産小計	1,040,783
評価性引当額	△ 26,736
繰延税金資産合計	1,014,047
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 132,942
前払年金費用	△ 27,113
繰延税金負債合計	△ 160,055
繰延税金資産の純額	853,992千円

以上

損益計算書

(単位：千円)

科目	第68期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第67期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	**10,597,645**	**10,914,554**
資金運用収益	**9,883,423**	**10,115,126**
貸出金利息	6,935,306	6,946,980
預け金利息	1,301,759	1,478,345
有価証券利息配当金	988,930	785,236
その他の受入利息	657,426	904,563
役務取引等収益	**358,528**	**339,980**
受入為替手数料	124,405	115,110
その他の役務収益	234,122	224,869
その他業務収益	**353,952**	**339,700**
外国為替売買益	－	73
その他の業務収益	353,952	339,626
その他経常収益	**1,740**	**119,746**
貸倒引当金戻入益	1,472	15,258
その他の経常収益	268	104,487
経常費用	**9,011,189**	**8,541,693**
資金調達費用	**246,997**	**265,483**
預金利息	242,254	257,838
譲渡性預金利息	4,624	7,530
借用金利息	118	115
役務取引等費用	**1,414,464**	**1,462,459**
支払為替手数料	489,202	487,927
その他の役務費用	925,262	974,532
その他業務費用	**833,617**	**11,800**
外国為替売買損	205	－
国債等債券売却損	794,434	－
国債等債券償還損	31,140	10,360
その他の業務費用	7,837	1,439
経費	**6,479,394**	**6,773,988**
人件費	3,827,433	3,883,450
物件費	2,604,522	2,840,125
税金	47,438	50,412
その他経常費用	**36,715**	**27,961**
貸出金償却	－	97
株式等償却	177	－
その他資産償却	0	－
退職手当金	398	1,914
その他の経常費用	36,139	25,950
経常利益	**1,586,456**	**2,372,860**
特別利益	**127,811**	**－**
その他の特別利益	127,811	－
特別損失	**17,732**	**22,913**
固定資産処分損	17,732	22,913
税引前当期純利益	**1,696,535**	**2,349,947**
法人税、住民税及び事業税	**349,279**	**608,429**
法人税等調整額	**80,330**	**14,566**
法人税等合計	**429,610**	**622,995**
当期純利益	**1,266,925**	**1,726,951**
繰越金（当期首残高）	**492,427**	**404,041**
当期末処分剰余金	**1,759,353**	**2,130,993**

(第68期損益計算書の注記事項)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額　255円90銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	第68期 総会承認日 2020年6月25日	第67期 総会承認日 2019年6月25日
当期末処分剰余金	**1,759,353**	**2,130,993**
繰越金（当期首残高）	492,427	404,041
当期純利益	1,266,925	1,726,951
剰余金処分額	**1,458,491**	**1,638,565**
普通出資に対する配当金	148,493	148,567
（配当率）	(年3%)	(年3%)
事業の利用分量に対する配当金	209,998	189,997
支払預金利息に対する配当金	151,198	131,098
受入貸出金利息に対する配当金	58,799	58,899
配当負担率（注）	20.37%	15.88%
利益準備金	－	－
機械化積立金	200,000	100,000
経営基盤強化積立金	900,000	1,200,000
繰越金（当期末残高）	**300,861**	**492,427**

(注) 配当負担率＝$\frac{\text{普通出資に対する配当金＋事業の利用分量に対する配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2020年5月21日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日開催の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、2020年5月21日に労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月26日

新潟県労働金庫

理事長　齋藤 敏明

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本比率（国内基準）

2019年度末	2018年度末
17.48%	17.99%

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第７号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額(注1)－コア資本に係る調整項目の額(注2)）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5(注4)}} \times 100$$

（注）1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVA リスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
4. 8%（国際統一基準の所要自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法
「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。
（注）標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1 億円以下）が 75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法
「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。
（注）基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。
当金庫の自己資本比率は17.48%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補てん原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項　　目	2019年度末	2018年度末
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	68,334	67,428
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,949	4,952
うち、利益剰余金の額	63,742	62,814
うち、外部流出予定額(△)	△ 358	△ 338
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	0
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	68,335	67,428
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	73	83
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	73	83
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	73	79
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	147	162
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))　(ハ)	68,188	67,265
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	371,981	355,728
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,889	18,030
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	389,871	373,759
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.48%	17.99%

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金
　市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金
　事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金
　配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金
　将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

[自己資本調達手段の概要]

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：新潟県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：4,949百万円

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

項目		2019年度末 リスク・アセット（注1）	2019年度末 所要自己資本（注2）	2018年度末 リスク・アセット（注1）	2018年度末 所要自己資本（注2）
信用リスク	Ⓐ	371,981	14,879	355,728	14,229
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	（注3）	349,292	13,971	336,872	13,474
ソブリン向け	（注4）	34	1	20	0
金融機関向け		84,676	3,387	84,626	3,385
事業法人等向け		15,279	611	9,281	371
中小企業等・個人向け		195,466	7,818	187,701	7,508
抵当権付住宅ローン		39,556	1,582	41,180	1,647
不動産取得等事業向け		－	－	－	－
延滞債権	（注5）	652	26	190	7
その他	（注6）	13,625	545	13,870	554
証券化エクスポージャー		－	－	－	－
（うち再証券化）		（－）	（－）	（－）	（－）
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	（注7）	22,689	907	18,856	754
ルック・スルー方式	（注8）	22,689	907	18,856	754
マンデート方式	（注9）	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	（注10）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	（注10）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	（注11）	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	（注12）	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	（注13）	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク	（注14） Ⓑ	17,889	715	18,030	721
リスク・アセット、総所要自己資本額	Ⓐ+Ⓑ	389,871	15,594	373,759	14,950

（注）1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

[金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要]

2019年度末の当金庫の自己資本比率は17.48%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。
また、当金庫の自己資本は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、質・量ともに充実していると評価しております。
当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

〈地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分	合計		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		延滞エクスポージャー(注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国内	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	−	−	−	−	440,855	440,658	470	158
国外	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	−	−	−	−	440,855	440,658	470	158

〈業種別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		延滞エクスポージャー(注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製造業	9,647	5,314	−	−	9,647	5,314	−	−	−	−	0	0	−	−
農業、林業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漁業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	800	498	−	−	799	498	−	−	−	−	0	−	−	−
電気・ガス・熱供給・水道業	1,401	1,401	−	−	1,401	1,401	−	−	−	−	−	0	−	−
情報通信業	310	−	−	−	310	−	−	−	−	−	−	−	−	−
運輸業、郵便業	6,252	5,151	−	−	6,252	5,151	−	−	−	−	−	0	−	−
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2,833	1,409	−	−	2,833	1,409	−	−	−	−	0	0	−	−
金融業、保険業	431,047	430,147	−	−	2,106	1,503	−	−	−	−	428,940	428,643	−	−
不動産業、物品賃貸業	4,746	2,524	−	−	4,746	2,524	−	−	−	−	0	0	−	−
医療、福祉	269	263	269	263	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サービス業	162	139	61	39	100	100	−	−	−	−	0	0	−	−
国・地方公共団体	19,416	23,690	−	−	19,397	23,670	−	−	−	−	19	20	−	−
個人	405,028	399,963	405,028	399,963	−	−	−	−	−	−	−	−	470	158
その他	12,694	12,393	−	−	800	400	−	−	−	−	11,893	11,992	−	−
合計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	−	−	−	−	440,855	440,658	470	158

〈残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 期間区分	合計		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	58,081	58,393	32,619	32,366	−	−	−	−	−	−	25,461	26,027
1年以下	148,164	140,475	3,966	3,265	4,607	4,369	−	−	−	−	139,590	132,840
1年超3年以下	108,688	115,749	8,185	7,995	8,617	9,719	−	−	−	−	91,885	98,034
3年超5年以下	164,633	162,732	16,470	16,008	9,246	7,834	−	−	−	−	138,915	138,889
5年超7年以下	53,364	40,639	19,605	18,233	−	−	−	−	−	−	33,758	22,406
7年超10年以下	43,836	54,635	32,593	32,174	−	−	−	−	−	−	11,243	22,460
10年超	317,842	310,274	291,917	290,223	25,924	20,050	−	−	−	−	−	−
合計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	−	−	−	−	440,855	440,658

(注)1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
4. ＣＶＡリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	0	1	－	0	1
	2018年度	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	2019年度	55	52	－	55	52
	2018年度	70	55	－	70	55
合　計	2019年度	55	53	－	55	53
	2018年度	70	55	－	70	55

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

〈業種別〉

（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却（貸出金未収利息・与信関係仮払金含む）	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	55	70	52	55	－	－	55	70	52	55	－	0
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	55	70	52	55	－	－	55	70	52	55	－	0

（注）当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合　計	格付有り	格付無し	合　計
0%	－	55,771	55,771	100	60,811	60,911
10%	－	349	349	200	0	201
20%	4,533	423,283	427,816	3,525	423,034	426,560
35%	－	113,019	113,019	－	117,658	117,658
50%	20,056	20	20,077	12,471	22	12,493
75%	－	260,658	260,658	－	250,306	250,306
100%	4,109	11,393	15,503	2,106	11,491	13,597
150%	－	401	401	－	102	102
200%	－	－	－	－	－	－
250%	－	1,014	1,014	－	1,067	1,067
1250%	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合　計	28,699	865,912	894,612	18,403	864,495	882,899

（注）1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 2019年度末より、国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係わらず全て「格付無し」に分類しています。なお、2018年度末の計数には、この取扱いを遡及適用していません。

[信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うこととしており、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの管理については、「与信信用リスク管理内規」を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握につとめています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

<正常先債権および要注意先債権>

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

<破綻懸念先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

<破綻先債権および実質破綻先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

[リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称]

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター (R&I)
- (株) 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
事業法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向けエクスポージャー	10,244	10,659	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計	10,244	10,659	—	—	—	—

[信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、信用リスク削減手法の適用は、簡便手法を用いています。

保証およびクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法として用いておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	6	6	6	6
その他	5,600	5,600	5,600	5,600
合計	5,606	5,606	5,606	5,606

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。
3. 投資信託に含まれる出資等のエクスポージャーは含んでいません。

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

2019年度において、該当する取引はありません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2019年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2019年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

[出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

子会社株式については、保有しておりません。関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、定められたリスク量の範囲内で適切にリスク管理を行いながら有価証券運用を行うことを基本スタンスとして、「余裕金運用方針」で購入枠等を設定しています。運用方針については、資金運用委員会およびALM委員会で検討し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握につとめています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,462	21,361
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

金利リスクに関する事項

■金利リスク量

(単位：百万円)

項　目	2019年度末	2018年度末
VaR	8,509	7,036

■IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
1	上方パラレルシフト	10,275	10,482	1,020	
2	下方パラレルシフト	0	0	104	
3	スティープ化	5,071	5,387		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最　大　値	10,275	10,482	1,020	
		ホ		ヘ	
		2019年度末		2018年度末	
8	自己資本の額	68,188		67,265	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。
5. 2018年度末における計数を修正再表示しております。

[金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要]

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスク量は月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを四半期毎に計測しており、この計測結果も代表理事全員が参加するALM委員会および理事会に報告しています。

[金利リスクの算定手法の概要]

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2019年度末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.523年です。
(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
(3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。（注）
(注) コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
(5) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては、2019年度末現在において調達通貨および運用通貨の全てが円建てであることから日本円を計測対象としています。
(6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
(7) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2019年度末の△EVEは10,275百万円（2018年度末比△207百万円）となり、大きな変動はありません。
(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
2019年度末における△EVEの計測値は、自己資本対比で15.069%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っています。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
(1) 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
(2) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間1年（240日間）、信頼区間片側99%、観測期間5年間（1200営業日）の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

[オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた経営管理方針および関連規程に基づいて管理しています。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨店指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっています。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しています。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、年2回主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会で協議・検討して改善をはかっています。

[オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称]

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

[派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、「資金運用規程」で、余裕金運用に係るデリバティブ取引は現物資産の価格変動リスクを抑制するヘッジ目的に限定することとしており、主体的に取組んでいる派生商品取引はありません。ただし、保有している投資信託に含まれている場合がありますが、購入枠を設定していることからリスクは限定されています。なお、余裕金運用以外では、以下の派生商品取引を利用しています。

・先物為替予約取引…将来の一定期日に一定の為替相場で対価の受払いを約束する取引を先物為替予約取引といいます。当金庫では、お客様が預入している外貨定期預金について、お客様と為替予約（先物買い予約）を締結した場合に、同時に同期間の労働金庫連合会への外貨定期預け金に同額の為替予約（先物売り予約）を行うことで為替変動リスクを回避しています。

上記のとおり、派生商品取引等に係るリスクは限定的であることから、担保による保全およびリスク資本の割当については行っていません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

業務実績

会員・出資金の内訳

区分	2019年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
	会員	百万円	%	会員	百万円	%
団体会員	2,054	4,848	97.95	2,111	4,847	97.87
民間労働組合	804	1,899	38.37	820	1,895	38.26
民間以外の労働組合及び公務員の団体	343	2,565	51.82	347	2,566	51.81
生活協同組合	16	76	1.53	16	76	1.53
その他の団体	891	307	6.20	928	308	6.21
個人会員	4,209	101	2.04	4,396	105	2.12
合計	6,263	4,949	100.00	6,507	4,952	100.00

主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項目	2019年度	2018年度
業務粗利益	8,100	9,055
業務粗利益率	0.91%	1.03%
業務純益	1,728	2,385
実質業務純益	1,728	
コア業務純益	2,553	
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	2,553	
資金運用収支	9,636	9,849
役務取引等収支	△ 1,055	△ 1,122
その他業務収支	△ 479	327
資金運用勘定平均残高	885,652	873,439
資金運用収益（受取利息）	9,883	10,115
資金運用収益増減（△）額	△ 231	△ 137
資金運用利回り	1.11%	1.15%
資金調達勘定平均残高	826,342	815,015
資金調達費用（支払利息）	246	265
資金調達費用増減（△）額	△ 18	△ 37
資金調達利回り	0.02%	0.03%
資金調達原価率	0.80%	0.85%
資金利ざや	0.31%	0.30%
総資産経常利益率	0.17%	0.26%
総資産当期純利益率	0.14%	0.19%

（注）1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

2. 業務粗利益率 ＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$ × 100

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

4. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

5. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

6. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

7. 資金利ざや ＝ 資金運用利回り － 資金調達原価率

8. 総資産経常利益率（又は総資産当期純利益率） ＝ $\frac{\text{経常利益（又は当期純利益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}}$ × 100

貸出金等に関する指標

■貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2018年度
手形貸付	3,283	2,744
証書貸付	366,592	364,945
当座貸越	11,884	10,638
割引手形	–	–
合計	381,760	378,328

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利貸出金	66,987	67,522
変動金利貸出金	317,262	311,117
合計	384,249	378,639

（注）手形貸付、当座貸越は「固定金利貸出金」、固定金利選択型住宅ローンは「変動金利貸出金」としております。

■貸出金担保種類別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	10,242	10,657
有価証券	–	–
動産	–	–
不動産	292,479	291,173
その他	6	6
小計	302,727	301,837
保証	81,454	76,798
信用	67	3
合計	384,249	378,639

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	–	–
有価証券	–	–
動産	–	–
不動産	–	–
その他	–	–
小計	–	–
保証	–	–
信用	3	4
合計	3	4

■預貸率

（単位：%）

項目	2019年度	2018年度
預貸率(期末値)	46.55	46.74
預貸率(期中平均値)	46.21	46.43

■貸出金使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

項目		2019年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金		–	–	–	–
生活資金		69,557	18.10	64,458	17.02
	カードローン	11,037	2.87	10,276	2.71
	教育ローン	14,290	3.71	13,794	3.64
	その他	44,229	11.51	40,388	10.66
福利共済資金	運営資金	44	0.01	29	0.00
	設備資金	267	0.06	262	0.06
生協資金	運営資金	18	0.00	11	0.00
	設備資金	–	–	–	–
住宅資金	一般住宅資金	314,360	81.81	313,877	82.89
	住宅事業資金	–	–	–	–
合計		384,249	100.00	378,639	100.00

（注）2018年度末における計数を修正再表示しております。

■貸出金貸出先別・業種別内訳残高

（単位：百万円、%）

項目		2019年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
会員等		382,244	99.47	376,458	99.42
	民間労働組合	106,509	27.71	104,330	27.55
	民間以外の労働組合及び公務員の団体	60,787	15.81	61,506	16.24
	消費生活協同組合及び連合会	18,520	4.81	14,344	3.78
	その他の団体	196,410	51.11	196,258	51.83
	《間接構成員》	《382,201》	《99.46》	《376,420》	《99.41》
	個人会員	16	0.00	18	0.00
会員外		2,005	0.52	2,180	0.57
	預金積金担保貸出	812	0.21	913	0.24
	その他	1,192	0.31	1,267	0.33
	業種別内訳 製造業	–	–	–	–
	業種別内訳 農業、林業	–	–	–	–
	業種別内訳 漁業	–	–	–	–
	業種別内訳 鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–
	業種別内訳 建設業	–	–	–	–
	業種別内訳 電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–
	業種別内訳 情報通信業	–	–	–	–
	業種別内訳 運輸業、郵便業	–	–	–	–
	業種別内訳 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	–	–	–	–
	業種別内訳 金融業、保険業	–	–	–	–
	業種別内訳 不動産業、物品賃貸業	–	–	–	–
	業種別内訳 医療、福祉	250	0.06	251	0.06
	業種別内訳 サービス業	54	0.01	31	0.00
	業種別内訳 国・地方公共団体	–	–	–	–
	業種別内訳 個人	887	0.23	984	0.25
	業種別内訳 その他	–	–	–	–
合計		384,249	100.00	378,639	100.00

不良債権の状況

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権合計 Ⓐ	2,538	2,053
破綻先債権	191	265
延滞債権	2,167	1,710
3カ月以上延滞債権	179	78
貸出条件緩和債権	–	–
保全額 Ⓑ	2,538	2,053
担保・保証等による回収見込額	2,485	1,997
貸倒引当金	52	55
保全率 Ⓑ／Ⓐ	100.00%	100.00%
貸出金残高 Ⓒ	384,249	378,640
リスク管理債権比率 Ⓐ／Ⓒ	0.66%	0.54%

2019年度末のリスク管理債権合計は25億38百万円で、貸出金残高3,842億49百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.66%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が1億91百万円、「延滞債権」が21億67百万円、「3カ月以上延滞債権」が1億79百万円となっています。なお、「貸出条件緩和債権」については、該当がありませんでした。

リスク管理債権合計25億38百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が24億85百万円となっています。また、「貸倒引当金」を52百万円引き当てています。その結果、保全額は25億38百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合は自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金であり、「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

金融再生法に基づく資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権 Ⓐ	2,538	2,053
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	906	760
危険債権	1,452	1,215
要管理債権	180	78
保全額 Ⓑ	2,538	2,053
担保・保証等による回収見込額	2,485	1,997
貸倒引当金	53	55
保全率 Ⓑ／Ⓐ	100.00%	100.00%
正常債権 Ⓒ	382,102	376,979
合計 Ⓓ＝Ⓐ＋Ⓒ	384,640	379,031
金融再生法上の不良債権比率 Ⓐ／Ⓓ	0.66%	0.54%

(注) 1．金額は決算後（償却後）の計数です。
2．単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

預金に関する指標

■預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2018年度
流動性預金	298,262	286,120
定期性預金	514,941	516,640
譲渡性預金	12,899	12,011
その他の預金	2	12
合計	826,105	814,784

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利定期預金	512,185	511,637
変動金利定期預金	244	233
その他	–	–
合計	512,429	511,871

■財形貯蓄残高

（単位：百万円、%）

項目	2019年度末		2018年度末	
	残高	預金に占める割合	残高	預金に占める割合
一般財形	107,258	12.99	106,946	13.20
財形年金	47,612	5.76	49,247	6.08
財形住宅	7,224	0.87	7,597	0.93
合計	162,094	19.63	163,791	20.22

（注）「預金に占める割合」の分母となる預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位：百万円）

項目		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
国債	2019年度末	–	4,599	8,001	–	7,220	19,822
	2018年度末	–	4,360	12,601	–	7,336	24,298
地方債	2019年度末	–	–	–	–	200	200
	2018年度末	–	–	–	–	104	104
短期社債	2019年度末	–	–	–	–	–	–
	2018年度末	–	–	–	–	–	–
社債	2019年度末	–	–	9,782	–	19,045	28,828
	2018年度末	–	–	4,928	–	13,671	18,599
貸付信託	2019年度末	–	–	–	–	–	–
	2018年度末	–	–	–	–	–	–
投資信託	2019年度末	21,304	–	793	3,324	–	25,421
	2018年度末	18,087	–	–	3,864	298	22,251
株式	2019年度末	6	–	–	–	–	6
	2018年度末	6	–	–	–	–	6
外国証券	2019年度末	–	–	–	–	–	–
	2018年度末	–	–	–	–	–	–
その他の証券	2019年度末	–	–	–	–	–	–
	2018年度末	–	–	–	–	–	–
合計	2019年度末	21,310	4,599	18,577	3,324	26,467	74,279
	2018年度末	18,093	4,360	17,529	3,864	21,411	65,260

■有価証券の種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円、%）

項目	2019年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	21,776	31.27	25,993	47.26
地方債	164	0.23	64	0.11
短期社債	–	–	–	–
社債	23,935	34.37	12,240	22.25
貸付信託	–	–	–	–
投資信託	23,755	34.11	16,696	30.35
株式	6	0.00	6	0.01
外国証券	–	–	–	–
その他の証券	–	–	–	–
合計	69,638	100.00	55,000	100.00

（注）社債には公社公団債および事業債が含まれます。

■商品有価証券の種類別内訳（平均残高）

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

■預証率

（単位：%）

項目	2019年度	2018年度
預証率（期末値）	8.99	8.05
預証率（期中平均値）	8.42	6.75

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金としてお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため、保有する金融商品は時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

なお、時価会計を踏まえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2019年度末現在の状況であり、今後変動していきます。確定(実現)した損益でないことをご理解ください。

■売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項目		2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	12,601	12,799	197	16,962	17,363	401
	小計	12,601	12,799	197	16,962	17,363	401
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	–	–	–	–	–	–
	小計	–	–	–	–	–	–
合計		12,601	12,799	197	16,962	17,363	401

(注)1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

■その他有価証券

(単位：百万円)

項目		2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	16,467	15,693	773	24,319	23,216	1,102
	国債	7,220	6,556	664	7,336	6,559	776
	地方債	104	100	4	104	100	4
	社債	9,141	9,037	104	16,878	16,557	321
	その他	3,742	3,234	508	10,995	9,910	1,085
	小計	20,210	18,928	1,281	35,315	33,127	2,188
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	19,782	20,023	△ 240	1,721	1,723	△ 2
	国債	–	–	–	–	–	–
	地方債	96	100	△ 3	–	–	–
	社債	19,686	19,923	△ 236	1,721	1,723	△ 2
	その他	21,679	22,228	△ 549	11,255	11,450	△ 195
	小計	41,462	42,251	△ 789	12,976	13,174	△ 198
合計		61,672	61,179	492	48,292	46,301	1,990

(注)1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には公社公団債および事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
非上場株式	6	6
合計	6	6

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は保有しておりません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2019年度において、該当する取引はありません。

その他の業務に関する指標

■公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2019年度	2018年度
国債	772,720	211,030

■投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2019年度	2018年度
投資信託	49,899	15,129

連結情報

連結対象となる子会社等は保有しておりません。

店舗・プラザのご案内

（2020年7月1日現在）

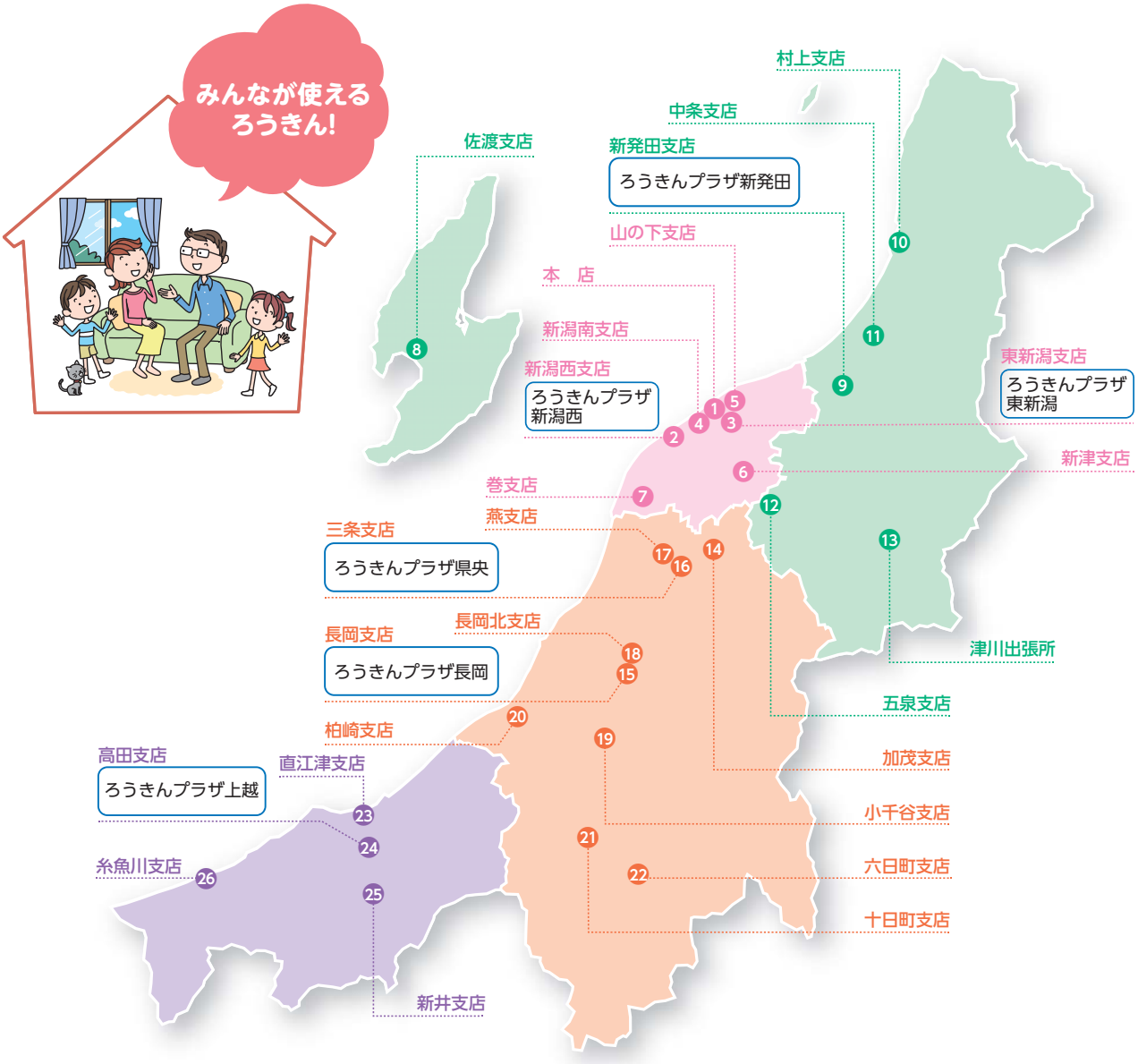

ろうきんプラザは、土曜・日曜、夜間もご相談いただけます。

■営業時間

平 日…9:00～19:00　土・日…9:00～17:00

ただし、「ろうきんプラザ県央」のみ

平 日…9:00～17:00　土・日…9:00～16:00

（水曜日のみ9:00～19:00）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、営業時間を変更している場合がありますので、営業時間等については、ホームページをご確認いただくか、最寄りの「ろうきんプラザ」にお問い合わせください。

■休業日

・月曜日～金曜日の祝日（振替休日含む）

・12月31日～1月3日　・5月3日～5月5日

※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

インターネット新潟支店

新潟市中央区寄居町332番地38

フリーダイヤル 0120(609)150

※インターネットバンキング・ヘルプデスクのお問い合わせ先です。

受付時間/9:00～21:00

※1月1日～1月3日はご利用いただけません。

※定期メンテナンス時はご利用いただけません。

◆代理店

当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理店はありません。

キャッシュカードによる1日あたりのお支払限度額について

当金庫では、キャッシュカードの偽造・盗難による不正払戻しへの対応といたしまして、**キャッシュカードの1日あたりのお支払限度額を50万円（ICカードは200万円）**とさせていただいております。

＊お支払限度額の引下げをご希望の場合は、ATM（現金自動預払機）によりお手続きいただくか、お届印をご用意のうえ窓口にご用命ください。

＊お支払限度額の引上げをご希望の場合は、お届印をご用意のうえ窓口にご用命ください。

		支店名	住所	電話番号	ATMお取扱い時間	
					平　日	土曜・日曜・祝日
新潟市	1	本店	新潟市中央区寄居町332番地38	025(228)1230	8:00～21:00	9:00～19:00
	2	新潟西支店	新潟市西区坂井砂山3丁目6番66号	025(260)8866	8:00～21:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ新潟西	ろうきん新潟西支店内	0120(394)505	営業時間については58頁をご確認ください。	
	3	東新潟支店	新潟市中央区明石1丁目2番22号	025(241)1331	8:00～19:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ東新潟	ろうきん東新潟支店内	025(241)1660	営業時間については58頁をご確認ください。	
	4	新潟南支店	新潟市中央区新光町19番地2	025(285)5311	8:00～19:00	9:00～19:00
	5	山の下支店	新潟市東区秋葉1丁目1番1号	025(273)6181	8:00～19:00	9:00～19:00
	6	新津支店	新潟市秋葉区美幸町2丁目463番	0250(23)0115	8:00～21:00	9:00～19:00
	7	巻支店	新潟市西蒲区巻甲2214番地	0256(72)4161	8:00～19:00	9:00～19:00
佐渡・下越地区	8	佐渡支店	佐渡市東大通1294番地4	0259(57)3321	8:00～21:00	9:00～19:00
	9	新発田支店	新発田市中央町3丁目2番2号	0254(22)3007	8:00～21:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ新発田	ろうきん新発田支店内	0254(22)3120	営業時間については58頁をご確認ください。	
	10	村上支店	村上市小国町4番7号	0254(52)1251	8:00～19:00	9:00～19:00
	11	中条支店	胎内市東本町23番35号	0254(44)8700	8:00～19:00	9:00～19:00
	12	五泉支店	五泉市東本町2丁目9番2号	0250(42)1113	8:00～19:00	9:00～19:00
	13	津川出張所	東蒲原郡阿賀町津川3733番地	0254(92)5151	8:00～19:00	9:00～19:00
中越地区	14	加茂支店	加茂市番田4番6号	0256(53)2371	8:00～19:00	9:00～19:00
	15	長岡支店	長岡市呉服町1丁目3番地35	0258(33)6318	8:00～21:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ長岡	ろうきん長岡支店内	0258(33)0222	営業時間については58頁をご確認ください。	
	16	三条支店	三条市東三条2丁目15番20号	0256(34)3621	8:00～21:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ県央	ろうきん三条支店内	0256(34)3621	営業時間については58頁をご確認ください。	
	17	燕支店	燕市井土巻字屋敷付163番地6	0256(64)3161	8:00～19:00	9:00～19:00
	18	長岡北支店	長岡市新町3丁目2番6号	0258(34)5010	8:00～21:00	9:00～19:00
	19	小千谷支店	小千谷市城内1丁目13番18号	0258(83)4555	8:00～19:00	9:00～19:00
	20	柏崎支店	柏崎市駅前2丁目3番29号	0257(22)6155	8:00～21:00	9:00～19:00
	21	十日町支店	十日町市寿町4丁目1番20	025(757)8300	8:00～19:00	9:00～19:00
	22	六日町支店	南魚沼市六日町474番地2	025(773)2112	8:00～19:00	9:00～19:00
上越地区	23	直江津支店	上越市五智1丁目16番30号	025(543)4584	8:00～21:00	9:00～19:00
	24	高田支店	上越市大手町1番24号	025(523)5454	8:00～21:00	9:00～19:00
		ろうきんプラザ上越	ろうきん高田支店内	025(521)0707	営業時間については58頁をご確認ください。	
	25	新井支店	妙高市中央町7番2号	0255(73)7111	8:00～19:00	9:00～19:00
	26	糸魚川支店	糸魚川市寺町3丁目9番22号	025(552)7107	8:00～19:00	9:00～19:00

※当金庫ATMは、ハンドセット(受話器)による音声案内機能を導入しています。

ATM……お引出し、残高照会、お預入れ、通帳記入、普通・貯蓄預金からのお振込み、暗証番号変更、お支払限度額の引下げ
(当日振込の取扱い時間は平日8:00～15:00です。平日15:00以降、または土曜・日曜・祝日のお振込みは翌営業日のお取扱いとなります。)

(注)1. 5月3日～5月5日、12月31日～1月3日のATMのお取扱い時間につきましては、最寄りの店舗にお問い合わせください。
2. 他の金融機関のカードを新潟ろうきんの自動機でご利用の場合、新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合のご利用時間帯・手数料は、26頁をご覧ください。

店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

（2020年7月1日現在）

所在地		設置場所	現金自動機の種類	お取扱い時間		
				平日	土曜	日曜・祝日
新潟市	中央区	新潟市役所（本庁）	ATM	8:45～18:00	—	—
		NTTプラザ	ATM	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～17:00
		県立がんセンター	ATM	9:00～18:00	—	—
		新潟市民病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		万代シテイ	ATM	7:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
		コープシティ花園	ATM	7:00～23:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		新潟県庁	ATM	7:00～19:00	—	—
		こくみん共済coop新潟会館	ATM	8:00～19:00	—	—
	北区	新潟市北区役所（旧豊栄支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		松浜（新潟市北出張所）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	江南区	新潟市江南区役所（旧亀田支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	南区	新潟市南区役所（旧白根支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
佐渡・下越地区	佐渡市	両津（佐渡市役所両津支所）	ATM	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		厚生連佐渡総合病院	ATM	9:00～18:00	—	—
	村上市	村上市役所	ATM	8:00～18:00	—	—
	新発田市	県立新発田病院	ATM	9:00～18:00	—	—
中越地区	三条市	三条市役所	ATM	9:00～18:00	—	—
	長岡市	厚生連長岡中央綜合病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		リバーサイド千秋	ATM	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	燕市	燕市役所	ATM	8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	見附市	見附市役所	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	柏崎市	柏崎市役所	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
		厚生連柏崎総合医療センター	ATM	9:00～18:00	9:00～17:00	—
	魚沼市	本町（旧小出町本町）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上越地区	上越市	中田原（イーグルゴルフセンター）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
		上越市役所	ATM	9:00～17:30	—	—
		県立中央病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		直江津ショッピングセンター	ATM	10:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00
		二本木（Yショップ中郷店）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	妙高市	妙高高原駅前（新日本電工）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	糸魚川市	糸魚川市役所	ATM	9:00～17:30	—	—

※当金庫ATMは、ハンドセット（受話器）による音声案内機能を導入しています。

ATM……お引出し、残高照会、お預入れ、通帳記入、普通・貯蓄預金からのお振込み、暗証番号変更、お支払限度額の引下げ
（当日振込の取扱い時間は平日8:00～15:00です。平日15:00以降、または土曜・日曜・祝日のお振込みは翌営業日のお取扱いとなります。）

（注）1. 5月3日～5月5日、12月31日～1月3日のATMのお取扱い時間につきましては、最寄りの店舗にお問い合わせください。
2. 他の金融機関のカードを新潟ろうきんの自動機でご利用の場合、新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合のご利用時間帯・手数料は、26頁をご覧ください。

新潟ろうきんのATMでのご利用がピンクリボン運動の支援につながります。

新潟ろうきんATMで、新潟ろうきんのキャッシュカードを利用

普通預金からのお引出し1回につき1円を新潟ろうきんが拠出

寄付

新潟県内等でピンクリボン運動を支援している団体へ寄付

乳がんの早期発見や早期受診、早期治療を推進する啓発活動等に活用されます。

索引（法定開示項目別）

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の規定に基づく開示項目

頁

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
(1) 事業の組織 ……29
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名 ……28
(3) 会計監査人の氏名又は名称 ……29
(4) 事務所の名称及び所在地 ……58～59
(5) 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項 ……58
①当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名
②当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称

2. 金庫の主要な事業の内容 ……20～27

3. 金庫の主要な事業に関する事項
(1) 事業の概況 ……10～11
(2) 主要な事業の状況を示す指標 ……11
イ．経常収益　ロ．経常利益　ハ．当期純利益
ニ．出資総額及び出資総口数　ホ．純資産額
ヘ．総資産額　ト．預金積金残高　チ．貸出金残高
リ．有価証券残高　ヌ．単体自己資本比率
ル．出資に対する配当金　ヲ．職員数
(3) 事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標 ……53
イ．業務粗利益及び業務粗利益率
ロ．業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
ハ．資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支
ニ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
ホ．受取利息及び支払利息の増減
ヘ．総資産経常利益率
ト．総資産当期純利益率
②預金に関する指標 ……56
イ．預金の種類別内訳（平均残高）
ロ．定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
③貸出金等に関する指標 ……54
イ．貸出金の科目別内訳（平均残高）
ロ．貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
ハ．貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
ニ．貸出金の使途別内訳（期末残高）
ホ．貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
ヘ．預貸率（期末値・期中平均値）
④有価証券に関する指標 ……56
イ．商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
ロ．有価証券の種類別・残存期間別の残高
ハ．有価証券の種類別内訳（平均残高）
ニ．預証率（期末値・期中平均値）

4. 金庫の事業の運営に関する事項
(1) リスク管理の体制 …… 37～39
(2) 法令遵守の体制 …… 32～33
(3) 地域の活性化のための取組の状況（地域と協働した社会貢献活動） …… 12～19
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……36

5. 財産の状況に関する事項
(1) 貸借対照表 ……40～43
(2) 損益計算書 ……44
(3) 剰余金処分計算書 ……44
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 …… 55
①破綻先債権
②延滞債権
③3カ月以上延滞債権
④貸出条件緩和債権
⑤合計額
(5) 自己資本の充実の状況 ……45～53
自己資本の構成に関する開示事項 ……46～47
＜定性的開示事項＞
①自己資本調達手段の概要 …… 47
②金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 49
③信用リスクに関する事項 ……51
④信用リスク削減手法に関する事項 ……51
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……53
⑥証券化エクスポージャーに関する事項 ……51
⑦オペレーショナル・リスクに関する事項 ……53
⑧出資等エクスポージャーに関する事項 ……51
⑨金利リスクに関する事項 ……52
＜定量的開示事項＞
①自己資本の充実度に関する事項 ……48
②信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） ……49～50
③信用リスク削減手法に関する事項 ……51
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……53
⑤証券化エクスポージャーに関する事項 ……51
⑥出資等エクスポージャーに関する事項 ……51
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……51
⑧金利リスクに関する事項 ……52
(6) 有価証券 ……57
(7) 金銭の信託 ……57
(8) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 …57
（金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等）
(9) 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）……50
(10) 貸出金償却の額 ……50
(11) 金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …44

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……55
2. 危険債権 ……55
3. 要管理債権 ……55
4. 正常債権 ……55

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。
1.各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを表示しています。
2.小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
3.期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。
○労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目　○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

ろうきん

ホームページ

https://www.niigata-rokin.or.jp

新潟ろうきん　検索

〈ろうきん〉ローンのご返済に関するご相談は

あんしんらいん（ご返済相談専用フリーダイヤル）
0120-705-225
受付時間/平日・土曜・日曜・・・9:00～17:00（注）

商品・サービス全般に関するご照会・資料請求は

0120-191-880
受付時間/平日・土曜・日曜・・・9:00～17:00（注）

（注）※月曜～金曜の祝日（振替休日含む）、5月3日～5月5日、12月31日～1月3日はご利用いただけません。
※1月4日、1月5日が土曜・日曜の場合はご利用いただけません。

ろうきんダイレクトに関するお問い合わせは

0120-609-150
受付時間/9:00～21:00
※1月1日～1月3日および定期メンテナンス時はご利用いただけません。

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）に関するお問い合わせは

0120-609-585
受付時間/平日・・・9:00～18:00
※12月31日～1月3日はご利用いただけません。

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難のお届けは

受付時間/平日・・・9:00～17:00
0120-039-169
休業日（土曜・日曜・祝日等）、上記時間帯以外
0120-060-560

新潟県労働金庫
新潟市中央区寄居町332番地38
TEL（025）223-8207　経営企画部

シンボルマークについて

〈ろうきん〉のシンボルマークは、欧文のROKINの頭文字の「R」をデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。

シンボルマークには〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

2020年7月発行